



Japan. Women Can Change the World.

**第4回世界女性会議並びに
北京宣言及び行動綱領
採択25周年記念における
包括的政府報告**

日本国政府

セクション1：優先事項、成果、課題、妨げ

1. 過去5年間に、ジェンダー平等及び女性のエンパワーメントに向けた前進の中での最も重要な成果、課題、妨げは何であったか？

日本は、女性も男性も全ての個人が、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現が、少子高齢化が進み、人口減少社会に突入した我が国社会にとって、社会の多様性と活力を高め、我が国経済が力強く発展していく観点や、男女間の実質的な機会の平等を担保する観点から極めて重要であると認識している。

こうした認識の下、北京宣言及び行動綱領を始めとする国内外の動向を踏まえ 1999 年に制定された男女共同参画社会基本法（以下「基本法」という。）に基づき、特に 2012 年 12 月の第 2 次安倍内閣発足以降、国の最重要課題の一つとして、男女共同参画・女性活躍を主流化し、この 5 年間、包括的な取組を強力に進めてきた¹。

（参考）男女共同参画社会基本法について

日本は、北京宣言及び行動綱領を始めとする国内外の動向を踏まえ、1999 年に男女共同参画社会基本法（以下「基本法」という。）を制定した。この基本法は、男女共同参画社会を実現するための基本理念として、以下の 5 つを掲げている。

- ① 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。
- ② 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。
- ③ 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
- ④ 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。
- ⑤ 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

そして、これらの基本理念に基づき、基本法は、

- ・ 政府は、男女共同参画会議（後述）の意見を聴いて 5 年ごとに男女共同参画基本計画を策定すること、積極的改善措置を含む施策を総合的に策定し実施すること、毎年国会に施策についての報告を提出すること
- ・ 地方公共団体は、当該区域における基本計画を策定すること、また、地域の特性を生かした施策を展開すること

などを定めている。

¹ 我が国の男女共同参画及び女性活躍の取組の全体については、以下の資料に取りまとめている（英語）。
http://www.gender.go.jp/english_contents/pr_act/pub/pamphlet/women-and-men19/index.html

さらには、基本法は、内閣総理大臣を長とする内閣府に、内閣官房長官を議長とし関係閣僚と有識者からなる男女共同参画会議を置くことを定めている。男女共同参画会議は、男女共同参画基本計画に関する事務のほか、基本的な方針や政策・重要事項について調査審議し、必要があると認めるときには内閣総理大臣や関係各大臣に対し意見を述べる権限を有している。

(1) この5年間の主な取組

ここでは、この報告書が対象としている2014年以降に主眼を置き、主な取組や成果について述べる。

(ア) 国内本部機構の強化

2014年9月、安倍内閣総理大臣は、第2次安倍内閣改造内閣の組閣に当たり、新たに、男女共同参画担当の内閣府特命担当大臣に女性活躍担当を併せて発令した。また、2014年10月、内閣は、内閣総理大臣をトップに全閣僚が構成員となる「すべての女性が輝く社会づくり本部」を設置した。

男女共同参画会議（先述）に加え、この本部を設置することにより、日本は、男女共同参画・女性活躍をより積極的に進め、広範かつ多岐にわたる課題に対応した施策の充実・強化を図る体制を明確化した。

この本部は、2015年から、毎年6月を目途に、「女性活躍加速のための重点方針」を決定し、政府の予算編成に反映させる取組を行っている。男女共同参画会議が、基本法に基づき内閣総理大臣や関係閣僚に対して意見を述べ、当該意見を踏まえ、本部が、重点方針を決定している。

この本部は、そのほか、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）に基づく施策立案や施行状況の確認、セクシュアルハラスメント対策の強化など、すべての女性が自らの希望に応じ家庭・地域・職場などそれぞれの場において活躍できる社会の実現に向けた幅広い政策について扱っている。

(イ) 女性活躍推進法の制定・改正

2015年8月、「女性活躍推進法」が成立した。この法律は、自らの意志によって職業生活を営み、又は、営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要であることから、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図るため、以下の基本原則を掲げている。

- ・ 女性に対する採用、昇進の機会の積極的な提供及びその活用と、性別による固定的役割分担を反映した職場慣行が及ぼす影響への配慮が行われること
- ・ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること
- ・ 女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと

そして、この法律は、企業や国・地方公共団体に対し女性の活躍に関する行動計画の策定や女性の活躍状況の情報公表を義務づけること、国は優れた取組を行う企業の認定を行うことなどを定めている。2019年5月には、更なる女性の活躍の推進のために、一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大や情報公表の強化等を内容とする改正法が成立した。（詳細は、セクション2の6. を参照）

(ウ) 第4次男女共同参画基本計画の閣議決定

2015年12月、政府は、閣議において、基本法に基づく「第4次男女共同参画基本計画」（以下「第4次基本計画」という。計画期間は2016年度～2020年度）を決定した。

この第4次基本計画の策定に当たっては、内閣府に置かれた男女共同参画会議を中心に、様々なステークホルダーとの協働が行われた。2014年10月に、内閣総理大臣は、男女共同参画会議に対し、男女共同参画社会の形成の促進に関わる施策の基本的な考え方について意見を求める諮問を行った。男女共同参画会議は、この諮問を受け、各界各層の有識者からなる「計画策定専門調査会」と「女性に対する暴力に関する専門調査会」及び「監視専門調査会」において、延べ22回にわたる精力的な審議を行うとともに、広く市民社会から意見を聴くため、パブリックコメント（約3,600件の意見）や公聴会（全国6か所。計900名弱の市民が参加）を開催した。男女共同参画会議は、このように様々なステークホルダーが関わる形で、男女共同参画社会の形成の促進に関わる施策の基本的な考え方をまとめ、内閣総理大臣に対し意見を述べ、その意見を踏まえ、政府は、第4次基本計画を閣議で決定した。

第4次基本計画は、以下の4つを目指すべき社会として位置づけている。

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 男性中心型労働慣行²等の変革等を通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活その他の社会生活及び家庭生活を送ることができる社会
- ④ 男女共同参画を我が国における最重要課題として位置付け、国際的な評価を得られる社会

そして、第4次基本計画は、政策目的を明確化し、効果的な計画の推進を図るため、4つの政策領域（「Ⅰあらゆる分野における女性の活躍」「Ⅱ安全・安心な暮らしの実現」「Ⅲ男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」「Ⅳ推進体制の整備・強化」）を設け、重点的に監視・評価すべき「政策領域目標」を定めている。また、政策領域ⅠからⅢの下に12の個別分野を設け、これらの12分野と推進体制の整備・強化について、2020年度末までに実施する施策の基本的方向や具体的取組、成果目標を定めている。

このように、政府は、第4次基本計画に基づき、ゴール・アンド・タイムテーブル方式のポジティブ・アクションとして、各般の施策を進めている。

この報告書に記載すべきこれまで5年間の具体的な取組は、この第4次基本計画に基づくものであり、その詳細については次節以降において述べる。

（エ）その他の主な法律の制定・改正

ここでは、先述の女性活躍推進法のほか、主な法律制定・改正を紹介する。

- ・ 妊娠・出産・育児期や家族の介護が必要な時期に、男女共に離職することなく働き続けられるよう、男女労働者の雇用環境を整備するための、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）と雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）の改正（2016年、2017年）
- ・ 近年における性犯罪の実情等に鑑み、事案の実態に即した対処をするため、強姦罪の構成要件及び法定刑を改めて強制性交等罪とするとともに、監護者わいせつ罪と監護者

² 勤続年数を重視しがちな年功的な処遇の下、長時間勤務や転勤が当然とされている男性中心の働き方を前提とする労働慣行（以下「男性中心型労働慣行」という。）。

性交等罪を新設するなどの処罰規定の整備、強姦罪等を親告罪とする規定の削除などを内容とする刑法の改正（2017年）

- ・ 衆議院・参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則とし、国・地方公共団体の責務や、政党が所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定めるなど自主的に取り組むよう努めることなどを定める、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の制定（2018年）

（2）市民社会を始めとした様々なステークホルダーとの協働、国際社会への貢献

日本は、男女共同参画・女性活躍の実現に向け、市民社会を始めとした様々なステークホルダーとの協働を重視している。

経済界や労働界、教育界、メディア、女性団体その他のNPOやNGO、学識者など、計100名以上からなる男女共同参画推進連携会議が、男女共同参画・女性活躍について、広く各界各層との情報や意見の交換を行うとともに、連携ネットワークを形成している。

この報告書の策定に当たっても、内閣総理大臣を長とする内閣府に置かれた男女共同参画局が外務省を始めとする関連府省庁と連携しながら政府を挙げて取り組むとともに、男女共同参画推進連携会議企画委員会主催の「聞く会」において熱心な議論が行われたところである。

（セクション3で後述）

さらに、持続可能な開発目標（以下、SDGsという。）に係る施策の実施について、関係行政機関相互の緊密な連携を図り、総合的かつ効果的に推進するため、2016年5月、内閣に、内閣総理大臣を本部長とし、内閣官房長官や男女共同参画を担当する特命担当大臣を始めとする全ての国務大臣から構成される持続可能な開発目標（SDGs）推進本部（以下、SDGs推進本部という。）が設置された。また、SDGsの達成に向けた我が国の取組を広範な関係者が協力して推進していくため、行政、NGO、NPO、有識者、民間セクター、国際機関、各種団体等の関係者が集まり、意見交換を行う「持続可能な開発目標（SDGs）推進円卓会議（以下、SDGs円卓会議という。）」をSDGs推進本部の下に設置し、2019年9月までに8回の会議を開催した。SDGs円卓会議での議論も踏まえ、2016年12月にSDGs推進本部は、持続可能な開発目標（SDGs）実施指針（以下、SDGs実施指針という。）を決定し、人権の尊重とジェンダー平等の実現及びジェンダーの視点の主流化が、SDGsの全てのゴールの実現に不可欠であること、ジェンダー統計の充実の重要性などについて明記した。さらに、ゴール5（ジェンダー平等）を含むSDGsを達成するための具体的施策として、第4次基本計画の実施を軸とした施策を推進することを掲げている。このほか、途上国のSDGsゴール5の達成を支援していくための開発計画の実施や女性・平和・安全保障に関する行動計画の実施も掲げている。

これらに加え、日本は、男女共同参画・女性活躍を世界全体に広げていく取組も進めている。

国連総会の一般討論演説において、安倍内閣総理大臣は、2013年には、女性が輝く社会の構築は世界に大きな活力をもたらすとの考えの下に国際社会との協力を強化する決意を表明し、2014年には、21世紀こそ女性に対する人権侵害のない世界にしていく旨の決意を表明した。

UN Womenとの関係についても、トップドナーの一つとして、連携を強化している。なお、安倍内閣総理大臣は、2015年にUN WomenのHeForSheキャンペーンの10名の首脳チャンピオンの1人に選出されている。2017年9月、第72回国連総会出席のためにニューヨーク（米国）を訪問した安倍総理大臣は、UN Womenが主催する「HeForShe IMPACT 10×10×10男女平等報告

書発表式」に参加し、国内の女性活躍推進に係る取組と成果を発信するとともに、「女性が輝く社会」を世界中で実現するため、共に取り組んでいくことを参加者に呼びかけた。

2014年4月、女性の参画推進に関する外交課題を扱い、外交政策に幅広く男女共同参画の視点を反映させることを目的として、外務省総合外交政策局に女性参画推進室を設置した。

政府は、2014年から、「国際女性会議WAW!」を開催し、世界各国・機関から様々な分野で活躍するトップリーダーを集め、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関する国内外の課題について議論を実施している（2019年までに5回開催）。

政府は、2016年5月に策定した「女性の活躍推進のための開発戦略」に基づき、女性と女児の権利の尊重、女性の能力発揮のための基盤の整備、政治・経済・公共分野への女性の参画とリーダーシップ向上を重点分野とし、2016年から2018年までの3年間で、30億ドル超の支援を実施した。また、2018年から2020年までの3年間で少なくとも400万人の女性・女児に質の高い教育・人材育成の機会を提供することを表明し実行している。

日本は、議長国となった2016年のG7伊勢・志摩サミットにおいて、初めて、全ての閣僚会議において女性をアジェンダに設定（ジェンダー主流化）し、「女性の能力開花のためのG7行動指針」「女性の理系キャリア促進のためのイニシアティブ」を採択した。また、2019年のG20大阪サミットにおいては、女性活躍を推進する取組を首脳宣言に明記するとともに女性のエンパワーメントに関する首脳特別イベントを開催した。

（3）これまで5年間の主な成果と課題

政府が、第4次基本計画や女性活躍推進法に基づき、市民社会を始めとした様々なステークホルダーと協働しながら取組を進めてきた結果、社会全体で女性の活躍の動きが拡大し、日本社会は大きく変わり始めている。

例えば、女性の就業者数は、2012年には約2,700万人であったが、生産年齢人口全体が減少する中でも6年連続で増加し、2018年には約3,000万人近くまで増加した。第1子出産に伴い退職した女性の割合が5割を切り、就業継続率が上がったこともあり、特に子育て期（25～44歳）の女性の就業率は、2012年の67.7%から、2018年には76.5%まで大きく上昇した。こうしたこともあり、いわゆるM字カーブ問題の解消に向けた歩みは着実に進んできている。上場企業における女性の役員の数、2012年には630名であったが、2019年には2,100名を超え、約3.4倍に拡大した。民間企業（常用労働者100人以上を雇用する企業）の課長相当職に占める女性の割合は、2012年には7.9%であったが、依然として低い水準ではあるものの、2018年には11.2%となり着実に上昇している。

このように、日本における男女共同参画・女性活躍は一定の前進がみられているが、依然として、例えば、以下のような課題があり、その解消に向けた取組を引き続き進めていくことが必要であると認識している。

- ・ 依然として残る固定的性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス
- ・ 女性管理職の割合が、諸外国と比べても、低水準
- ・ 長時間労働などにより仕事と生活の調和が困難
- ・ 男女間の賃金格差
- ・ 不安定な非正規雇用に就いている者のうちの女性の多さ
- ・ 家事・育児・介護の負担の女性への偏り
- ・ 妊娠や出産、更年期といったライフステージにおける女性特有の健康上の問題
- ・ 許しがたい人権侵害である女性に対する暴力

第4次基本計画の計画期間は2020年度末までとなっており、次期の第5次基本計画を策定するため、現在、男女共同参画会議は、第4次基本計画のフォローアップを進めており、今後、第4次基本計画の策定時と同様に、広く市民社会の意見を聴きながら、新たな計画の策定に向けた基本的な考え方について検討を進めていくこととしている。

2. 過去5年間において、法律、政策、プログラムを通じて貴国の女性と女児の前進を促進させる上での上位5つの優先事項は、以下のうちのどれであったか？（該当するものに印を記入のこと）

- 法の下での平等及び差別のないこと、司法へのアクセス。
- 女性及び女児にとっての質の高い教育、訓練、及び生涯学習。
- 貧困撲滅、農業生産性、及び食料安全保障。
- 女性及び女児に対する暴力の排除。
- 性と生殖に関する健康及び権利を含めた保健医療へのアクセス。
- 政治参加と代表。
- 働く権利と職場での権利（男女の賃金差異、性別による職域分離、キャリアアップなど）。
- 女性の起業と女性企業。
- 無報酬の育児・介護や家事労働／仕事と家庭の両立（有給の出産休暇、又は育児休暇、ケアサービスなど）。
- ジェンダーに配慮した社会保護（ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ、現金給付、年金など）。
- 基礎的サービスとインフラ（水、衛生設備、エネルギー、運輸など）。
- 環境持続可能性の確保への女性の参加の強化。
- ジェンダーに配慮した予算編成。
- 女性のデジタル包摂と金融包摂。
- ジェンダーに配慮した災害リスク削減と強靱性（レジリエンス）構築。
- 否定的な社会規範及び固定的性別役割分担意識の変革。
- その他。

第4次基本計画は、2020年度末までの5年間における優先事項として、以下の7つの視点を強調している。

- ① 女性の活躍推進のためにも男性の働き方・暮らし方の見直しが必要不可欠なことから、男性中心型労働慣行を変革し、職場、地域、家庭などのあらゆる場面における施策を充実させる。
- ② あらゆる分野において女性の参画が拡大することは、社会の多様性と活力を高め我が国経済が力強く発展していく観点や、男女間の実質的な機会の平等を担保する観点から極めて重要であることから、女性活躍推進法の着実な施行とともに、更に踏み込んだポジティブ・アクションの実行を通じた積極的な女性採用・登用のための取組や、将来指導的地位へ成長していく人材の層を厚くするための取組を進める。
- ③ 非正規雇用労働者やひとり親など生活上の困難に陥りやすい女性が増加している中で、公正な処遇が図られた多様な働き方の普及など働き方の二極化に伴う諸問題への

対応を進めるとともに、困難な状況に置かれている女性の実情に応じたきめ細かな支援を行うことにより、女性が安心して暮らせるための環境整備を進める。

- ④ 女性に対する暴力をめぐる状況の多様化に対応しつつ、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて取組を強化する。
- ⑤ 東日本大震災の経験と教訓を踏まえ、防災・復興施策への男女共同参画の視点の導入を進めるとともに、防災・復興における女性の参画とリーダーシップの重要性について、国内外に発信する。
- ⑥ 国際的な潮流を踏まえつつ、国際的な規範・基準の尊重に努めるとともに、国際社会への積極的な貢献の推進により、男女共同参画に関して国際社会における我が国の存在感及び評価を高める。
- ⑦ 地域の実情・特性を踏まえた主体的な取組が全国各地で展開されるよう、地域における推進体制を強化する。

第4次基本計画は、これらの視点に基づき、以下の12の個別分野を設け、具体的な取組と成果目標を設定している。

- ① 男性中心型労働慣行の変革と女性の活躍
- ② 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- ③ 雇用における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和
- ④ 地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進
- ⑤ 科学技術・学術における男女共同参画の推進
- ⑥ 生涯を通じた女性の健康支援
- ⑦ 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- ⑧ 貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性が安心して暮らせる環境の整備
- ⑨ 男女共同参画の視点に立った各種制度の整備
- ⑩ 教育・メディアを通じた意識改革、理解の促進
- ⑪ 男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立
- ⑫ 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

また、推進体制の整備・強化として、国内本部機構の強化、男女共同参画の視点を取り込んだ政策の企画立案及び実施（男女共同参画会議の意見を踏まえた重点方針の予算編成への反映）、地方公共団体や民間団体における取組の強化を盛り込んでいる。

以下では、優先事項として印をつけた、女性及び女兒に対する暴力の排除、政治参加と代表、働く権利と職場での権利、無報酬の育児・介護や家事労働/仕事と家庭の両立、ジェンダーに配慮した予算編成について、記述する。

（1）女性及び女兒に対する暴力の排除

女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である。その予防と被害からの回復のための取組を推進し、暴力の根絶を図ることは、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題であり、国としての責務である。

配偶者等からの暴力やストーカー行為の被害は引き続き深刻な社会問題となっており、こうした状況に的確に対応する必要がある。また、近年、ソーシャル・ネットワークキング・サービス（以下「SNS」という。）など、インターネット上の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、これを利用した交際相手からの暴力、性犯罪、売買春、人身取引等、暴力は一層多様化しており、そうした新たな形の暴力に対して迅速かつ的確に対応していく必要がある。

また、被害者が子供、高齢者、障害者、外国人等である場合は、その背景事情に十分に配慮し、これらの被害者の支援に当たっては暴力の形態や被害者の属性等に応じてきめ細かく対応する視点が不可欠であるとともに、とりわけ、配偶者からの暴力においては、被害者のみならずその子供にも悪影響を与えることを考慮する必要がある。

こうした状況を踏まえ、女性に対する暴力を根絶するため、暴力を生まないための予防教育を始めとした暴力を容認しない社会環境の整備等、暴力の根絶のための基盤づくりの強化を図るとともに、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律を始めとする関係法令の近年の改正内容等の周知徹底及び厳正な執行に努め、配偶者等からの暴力、性犯罪、ストーカー行為等の形態に応じた幅広い取組を総合的に推進している。（セクション2の13.～16.及び29.で後述）

（2）政治参加と代表

政治分野における女性の参画拡大は重要である。民主主義社会では、男女が政治的意思決定過程に積極的に参画し共に責任を担うとともに、多様な意思が政治や社会の政策・方針決定に公平・公正に反映され、均等に利益を享受することができなければならない、新たな制度の構築や制度の抜本的な見直しが行われる中で、女性の関心事項を含め、男女共同参画の推進に向けた政策・方針を政治的な優先課題に反映させることも重要である。

2018年5月、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が制定された。この法律は、衆議院・参議院及び地方議会の選挙において、政党等の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則として掲げ、

- ・ 国と地方公共団体は、政党の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、必要な施策を策定し、実施するよう努めること
- ・ 政党等は、当該政党等に所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定めるなど、自主的に取り組むよう努めること

が規定されている。

政府としても、政党における実効性のあるポジティブ・アクションの導入を促すべく、必要な調査研究や情報提供を行うとともに、政党に対する要請を行っている。（詳細は、セクション2の19.を参照）

（3）働く権利と職場での権利、無報酬の育児・介護や家事労働/仕事と家庭の両立

働く場面においては、勤続年数を重視しがちな年功的な処遇の下、長時間勤務や転勤が当然とされている男性中心の働き方を前提とする労働慣行が残っており、育児・介護等と両立しつつ能力を発揮して働きたい男女が思うように活躍できない背景となっていた。また、生活の場面においても、これまで男性は、家事・育児・介護への参画が必ずしも十分でない状況等により、家事・育児・介護における女性側の負担が大きくなるなど、家庭以外の場所における女性の活躍が困難になる場合が多かった。

働きたい男女が仕事と子育て・介護の二者択一を迫られることなく働き続け、その能力を十分に発揮することができるよう、長時間労働の是正やライフイベントに対応した多様で柔軟な働き方を通じた仕事と生活の調和や、男性の子育て・介護への参画が重要である。

また、性別を理由とする差別的取扱いやセクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業・介護休業の取得等を理由とする不利益取扱いや妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの根絶、男女間の賃金格差の解消など、男女の均等な機会及び待遇の確保が不可欠である。

以上を踏まえ、企業、経済団体、労働者、労働組合、国、地方公共団体など様々なステークホルダーが連携し、雇用における男女共同参画とワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を推進している。（セクション2の6. 及び7. で後述）

（4）ジェンダーに配慮した予算編成

政策の立案から実施までの各プロセスに男女共同参画の視点を取り込み、ジェンダー予算の考え方も考慮しつつ、男女共同参画・女性活躍に向けた政府全体の取組について、より効果的な政策への重点化や既存予算の見直しを進め、政策の実効性を高めていく必要がある。

このため、男女共同参画会議の機能を十分に活用し、予算編成過程における取組を進めている。具体的には、

- ① 主要な施策の進捗状況について、男女共同参画会議において、毎年度の予算編成の動きと連動させた形でフォローアップし、取組の強化について、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し意見を述べる。
- ② 男女共同参画会議の意見を踏まえ、毎年6月を目途に、内閣総理大臣を長としてすべての閣僚からなる「すべての女性が輝く社会づくり本部」が、女性活躍加速のための重点方針を決定し、各府省の概算要求に反映している。

また、男女共同参画・女性活躍は、本格的な人口減少社会における持続的な経済成長の大きな柱であるとともに、社会の様々な課題解決に資するものであることから、経済財政運営や成長戦略との連携を図っている。

3. 過去5年間において、複合的かつ交差的な形態の差別を経験している女性及び女兒に対する差別を防止し、そうした女性及び女兒の権利を促進するための具体的な施策を講じたか？（該当するものに印を記入のこと）

- 僻地や農村部に住む女性。
- 先住民族の女性。
- 人種的、民族的、又は宗教的なマイノリティの女性。
- 障害のある女性。
- N I V / エイズに感染している女性
- 多数派とは異なる性的指向や性自認を持つ女性。
- 年少の女性。
- 高齢女性。
- 移民女性。
- 難民及び国内避難民の女性。
- 人道的支援が必要な状況にある女性。
- その他。

（1）年少の女性

女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるが、とりわけ、被害者が子供である場合には、支援に当たって暴力の形態や被害者の属性に応じてきめ細かく対応す

る視点が不可欠である。また、配偶者からの暴力においては、被害者のみならずその子供にも悪影響を与えることを考慮する必要がある。

このため、家族を始めとする身近な者からの被害が特に潜在化・深刻化しやすいことを踏まえ、子供に対する性的な暴力被害を効果的に防止する対策を講じるとともに、被害に遭った子供の一生に拭いがたい影響を与えないよう、子供が必要な相談・支援を受けられる体制整備を図っている。また、子供が必要な相談・支援を受けられる体制の整備に資するため、子供に対する性的な暴力被害の実態の把握に努めている。（詳細は、セクション2の13. ～16. 及び29. を参照）

（2）高齢女性

高齢化が進展する中で、高齢期に達するまでの働き方や家族の持ち方などのライフスタイルの影響により、様々な分野における男女の置かれた状況の違いが凝縮され固定化されて現れることに留意した取組が必要である。

このため、特に高齢期の女性の貧困について、低年金・無年金問題に対応するほか、高齢期に達する以前から男女共同参画の視点に立ってあらゆる面での取組を進めている。また、高齢者が家庭や地域で安心して暮らせる社会基盤の構築を図っている。

なお、高齢社会対策基本法に基づく高齢社会対策大綱（2018年2月に閣議決定）にも、男女共同参画基本計画に基づく取組を推進することを位置付けている。

（3）障害のある女性、多数派とは異なる性的指向や性自認を持つ女性など

性的指向や性自認を理由として困難な状況に置かれている場合や、障害があること、日本で生活する外国人であること、アイヌの人々であること、同和問題等に加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合等について、人権侵害があってはならないなどの人権尊重の観点からの配慮が必要である。

このため、男女共同参画の視点に立ち、こうした方々が安心して暮らすことができるようになるために、環境の整備や人権教育・啓発活動を促進している。（セクション2の18. で後述）

なお、障害のある女性については、障害者基本法に基づく障害者基本計画（2018年3月閣議決定）にも、各分野に共通する横断的視点として、「障害のある女性は、それぞれの障害の種別ごとの特性、状態により様々な支援が必要であることに加えて、女性であることにより、更に複合的に困難な状況に置かれている場合があることから、こうした点も念頭に置いて障害者施策を策定し、及び実施することが重要である」と明記している。

（4）農村部に住む女性

女性農林漁業者は、農山漁村地域の振興や6次産業化の担い手として重要な役割を果たしているが、農山漁村地域における女性の経営や社会参画はいまだ十分ではない。このため、農山漁村における女性リーダーの育成に努め、農業委員会の委員や農業協同組合の役員への女性登用の促進を図り、女性の政策・方針決定過程への参画拡大を促進している。

また、女性の経営上の位置付けの明確化や経済的地位の向上が図られるよう経営方針や農業・家事の役割分担、労働時間を取り決める家族経営協定の締結推進、研修機会の確保、起業活動への支援を行っている。また、農業法人等における女性が働きやすい就労条件の整備や女性林業者の安全作業について普及啓発を行っている。

さらに、「農業女子プロジェクト」や「海の宝！水産女子の元気プロジェクト」など女性農林漁業者のネットワーク化の推進と活躍する女性の情報発信や「農山漁村女性の日（3月10日）」関連行事を通じ、農山漁村におけるワーク・ライフ・バランスの実現や固定的な性別役割分担意識とこうした意識に基づく行動の変革に向けた取組を進めている。

（5）難民及び国内避難民の女性

性的被害等を申し立てている女性の難民認定申請者の場合は、基本的に女性の難民調査官に調査を担当させることとしており、また、申請者に対し面接による事情聴取を行う際には、（性別に関係なく）本国における過去の迫害の内容如何によっては、そのメンタルケアにも十分配慮しながら慎重に聴取しなければならないことに留意させているなど、人権に配慮した対応を行っている。

また、女性のぜい弱な立場を悪用した暴行・脅迫行為を受けた女性からの難民認定申請については、難民と認定しない場合であっても、事案に応じて本邦での在留を認めるなどして必要な措置をとることとしている。

4. 紛争、異常気象、その他の事由によって引き起こされる人道的危機の増加は、貴国における北京行動綱領の実施に影響しているか？

はい / いいえ

日本では、東日本大震災における地震・津波の被害に加え、豪雨や大雪、竜巻などの災害が多発している。

災害は、地震、津波、風水害などの自然現象（自然要因）とそれを受け止める側の社会の在り方（社会要員）により、その被害の大きさが決まってくると考えられている。性別、年齢や障害の有無など様々な社会的立場によって影響は異なることから、社会要因による災害時の困難を最小限にする取組が重要である。

平常時における固定的な性別役割分担意識を反映して、災害後には、増大する家事、子育て、介護の家庭的責任が女性に集中することなどの問題が明らかになっている。2011年3月の東日本大震災においては、様々な意思決定過程への女性の参画が十分に確保されず、男女のニーズの違いが配慮されないなどの課題が生じた。このため、2013年に「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」を作成した。

第3回国連防災世界会議で採択された「仙台防災枠組 2015-2030」は、「災害リスク削減」を基本理念とし、性別を全ての政策と実践において取り入れ、女性のリーダーシップを促進することや、性別により分類されたデータを踏まえた意思決定を行うことを指導原則としている。また、政策・計画・基準の企画立案及び実施に当たっては、女性の参画が重要であることから、女性に対する十分な能力開発の取組が必要であるとしている。

なお、災害対策基本法に基づく防災基本計画においても、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場並びに指定避難所の運営における女性の参画、指定避難所の運営における男女のニーズの違いなど男女双方の視点への十分な配慮といった内容が位置付けられている。

これらを踏まえ、予防、応急、復旧・復興の全ての局面において、女性が重要な役割を果たしていることを認識するとともに、防災・復興に係る意思決定の場に女性が参画し、リーダーとして活躍することを推進している。また、女性と男性では災害から受ける影響に違いが生じ

ることに配慮し、男女共同参画の視点から、事前の備え、避難所運営、被災者支援を実施することを促している。2016年の熊本地震や2018年7月の豪雨災害の発生後、2019年の台風19号の日本列島接近時には、改めて本指針に基づく男女共同参画の視点からの避難所運営等を被災自治体に対し要請した。（セクション2の31. で後述）

5. 今後5年間において、法律、政策、プログラムを通じて貴国の女性及び女児の前進を促進させる上での上位5つの優先事項となるのは、以下のうちのどれであると考えるか？（該当するものに印を記入のこと）

- 法の下での平等及び差別のないこと、司法へのアクセス。
- 女性及び女児にとっての質の高い教育、訓練、及び生涯学習。
- 貧困撲滅、農業生産性、及び食料安全保障。
- 女性及び女児に対する暴力の排除。
- 性と生殖に関する健康及び権利を含めた安価で質の高い保健医療へのアクセス。
- 政治参加と代表。
- 働く権利と職場での権利（男女の賃金差、性別による職域分離、キャリアアップなど）。
- 女性の起業と女性企業。
- 無報酬の育児・介護や家事労働／仕事と家庭の両立（有給の出産休暇、又は育児休暇、ケアサービスなど）。
- ジェンダーに配慮した社会保護（ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ、現金給付、年金など）。
- 基礎的サービスとインフラ（水、衛生設備、衛生、エネルギー、運輸、通信など）。
- 環境持続可能性の確保への女性の参加の強化。
- ジェンダーに配慮した予算編成。
- 女性のデジタル包摂と金融包摂。
- ジェンダーに配慮した災害リスクの防止・削減及び強靱性の構築。
- 否定的な社会規範及び固定的性別役割分担意識の変革。
- その他。

先ほど述べたとおり、2015年12月に閣議決定した第4次基本計画の計画期間は、2020年度末までとなっている。

2021～25年度末を計画期間とする次期の第5次基本計画を策定するため、2019年11月、内閣総理大臣は、男女共同参画会議に対し、男女共同参画社会の形成の促進に関わる施策の基本的な考え方について意見を求める諮問を行った。

男女共同参画会議は、この諮問を受け、下部組織として計画策定のための専門調査会を設置することを決めた。また、これまでと同様に公聴会やパブリックコメントにより広く市民社会の意見を聴きながら新たな基本計画の策定に向けた基本的な考え方について検討を進めていく予定である。

こうした状況にあることから、この報告書の作成時点で、今後5年間における優先事項について記載することは、時期尚早であり難しいと考えているが、日本は、2021年度以降の5年間、内閣府に置かれた重要政策会議である男女共同参画会議における審議を経て閣議決定される第

5次基本計画に基づき、市民社会とも手を携えながら、北京宣言及び行動綱領を踏まえ制定された男女共同参画社会基本法が示す社会の実現に向けた取組を更に前に進めていく所存である。

セクション 2 : 12 の重大問題領域での進展

包摂的な開発、繁栄の共有、人間らしい仕事

重大問題領域：

- A. 女性と貧困
- F. 女性と経済
- I. 女性の人権
- L. 女兒

6. 有償労働及び雇用における女性の役割に関係したジェンダー平等を進展させるために、貴国では過去5年間にどのような施策を講じたか？

- 公共・民間セクターでの女性の採用、定着、及び昇進における差別を禁止する法律並びに職場での方針及び慣行を強化／補強。同一賃金法。
- ジェンダーに配慮した積極的な労働市場政策（教育訓練、技能、補助金など）を導入／強化。
- 職場におけるものなど、セクシュアルハラスメントを防止する施策を実施。
- 土地権及び不動産保有権の保障を強化。
- 自営女性向けを含め、金融包摂及び信用貸しへのアクセスを向上。
- 現代技術（気候変動対応型技術など）、インフラ、及びサービス（農業普及など）へのアクセスを向上。
- 非正規雇用の女性が恩恵を受けられる法的／政策的施策など、非正規労働から正規労働への移行を支援。
- 経済的な意思決定機関への女性の平等な参加のための仕組みを考案（貿易・財務省、中央銀行、国家経済委員会など）。
- その他。

(1) 女性の採用・登用・能力開発

女性は日本の人口の半分、労働力人口の4割余りを占め、政治、経済、社会などの多くの分野の活動を担っている。女性の活躍推進は、日本の持続的な発展のために重要であり、女性が企業の責任ある地位で活躍することは、企業の競争力にもつながる。働く場面で女性がより活躍できるよう、女性活躍に関する状況把握・課題分析を踏まえた行動計画の策定・周知、女性の活躍に関する情報の公表を、国・地方公共団体及び常時雇用する労働者数が301人以上の民間事業主に義務付ける女性活躍推進法が2015年に成立、2016年4月に完全施行された。

行動計画策定率が国・都道府県・市町村において100%（2019年6月末時点）、常時雇用する労働者数が301人以上の民間事業主において98.6%（2019年9月末時点）となるなど、行動計画の策定義務対象事業主については、ほぼ全ての事業主において計画策定が行われていることも踏まえ、更に女性活躍の取組を加速するため、2019年に女性活躍推進法を改正し、①一般事業主行動計画の策定・情報公表義務の対象事業主の範囲の拡大（常用雇用労働者数301人以上から101人以上の民間事業主まで拡大）、②女性活躍に関する情報公表の義務の対象事業主

の範囲の拡大及び強化等を行ったところである（改正法の施行は2020年6月1日。ただし、対象拡大に関するものは2022年4月1日）。こうした中で、女性の就業者数が増加し、子育て世代の女性の就業率も上昇し、女性の年齢階級別の労働力率におけるM字カーブの解消傾向、女性の勤続年数の増加、女性管理職の割合の上昇など、着実な成果が出ている。

女性活躍推進法第20条及び2016年3月に策定した「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」に基づき、国及び独立行政法人等は、女性活躍推進法に基づく認定等を取得したワーク・ライフ・バランス等推進企業を、価格以外の要素を評価する調達（総合評価落札方式又は企画競争方式）において加点評価する取組を実施している。

その取組状況は、内閣府においてフォローアップしており、2017年度の加点評価を実施した調達の規模は、国の機関で約9,400億円、独立行政法人等で約3,900億円であった。一方、全面導入に至っていない国機関もあることから、全体の実績とともに、国機関別の取組実績を公表することを通じて、各機関の取組状況の「見える化」を図り、全面導入に至っていない国機関に対して取組の推進を促していく。なお、地方公共団体に対しては、国に準じた取組を進めるよう働きかけるとともに、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に関連する各種調達や民間における調達においても、ワーク・ライフ・バランス等を評価する取組が推進されるよう、働きかけを行っている。

このほか、2014年に雇用機会均等法を改正し、間接差別となり得る措置の範囲の見直し及びコース別雇用管理についての指針の策定等を行ったほか、「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正（2015年3月）において、有価証券報告書に女性役員比率の記載を義務付けた。また、「女性活躍推進」に優れた上場企業を「中長期の企業価値向上」を重視する投資家にとって魅力ある銘柄として「なでしこ銘柄」を選定・発表等を実施している。なお、2018年度には「なでしこ銘柄」として42社を選定・公表した。

（2）セクシュアルハラスメント対策について

女性活躍の前提として、性別を理由とする差別的取扱いやセクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等を理由とする不利益取扱いや妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの根絶が不可欠である。

2017年1月、改正男女雇用機会均等法が施行され、事業主の妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止措置義務が法制化された。また、職場におけるパワーハラスメント対策の課題については、労働政策審議会雇用環境・均等分科会において議論・検討が行われ、2018年12月に「女性の職業生活における活躍の推進及び職場のハラスメント防止対策等の在り方について（建議）」がとりまとめられ、この内容を踏まえ2019年6月に公布された女性活躍推進法等一部改訂法により、労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法等が改正され、パワーハラスメント防止のための事業主の雇用管理上の措置義務等の新設、セクシュアルハラスメント等の防止対策の強化等の措置が講じられた。

（3）非正規雇用労働者の処遇改善、正社員への転換の支援

非正規雇用対策については、2016年1月に策定した「正社員転換・待遇改善実現プラン」に基づいた取組を総合的に推進している。

具体的には、パートタイム労働等の非正規雇用は、多様な就業ニーズに応えるという積極的な意義もある一方、男性に比べ女性の方が雇用者に占める非正規雇用の割合が高いことが、女

性が貧困に陥りやすい背景の一つとなっているほか、正社員と非正規雇用労働者の間の格差が男女間の格差の一因になっているとの指摘もある。

特に正社員と非正規雇用労働者の間の不合理な格差については、同一労働同一賃金に向けた均等・均衡待遇の推進等、非正規雇用労働者の処遇改善や正社員への転換に向けた取組を推進している。2018年6月に成立した働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律による改正法より、同一企業内における正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇の禁止に関し、個々の待遇ごとに、当該待遇の性質・目的に照らして適切と認められる事情を考慮して判断されるべき旨を明確化しており、2020年4月から施行となる（中小企業におけるパートタイム・有期雇用労働法の適用は2021年4月）。

7. 無報酬の育児・介護や家事労働の認識、削減、及び再分配、並びに仕事と家庭の両立の促進のために、貴国では過去5年間にどのような施策を講じたか？

- 無報酬の育児・介護や家事労働を国家の統計や勘定に含めた。（生活時間調査、価値評価、サテライト勘定など）
- 保育サービスを拡大、又は既存サービスを安価にした。
- 虚弱な高齢者や重度の介護を必要とする人々のための支援を拡大。
- 出産休暇／父親の育児休暇／育児休暇、又はその他の家族介護休暇を導入、又は強化。
- 女性にかかる無報酬の育児・介護や家事労働の負担を軽減するため、公共交通、電力、上下水道など時間や労力の節減につながるインフラに投資。
- 外国人労働者を含め、有償介護労働者の人間らしい仕事を促進。
- 無報酬の育児・介護や家事労働への男性や男児の参加を奨励するキャンペーンや意識向上活動を実施。
- 婚姻中に取得した財産の分割や離婚後の年金受給資格などに関して、婚姻中の女性による家族に対する無償の貢献を認める法改正を導入。
- その他。

（1）仕事と家庭の両立支援

働きたい女性が仕事と子育て・介護の二者択一を迫られることなく働き続け、その能力を十分に発揮することができるよう、ライフイベントに対応した多様で柔軟な働き方を通じた仕事と生活の調和や、パートナーである男性の子育て・介護への参画が喫緊の課題となっている。

勤続年数を重視しがちな年功的な処遇の下、長時間勤務や転勤が当然とされている男性中心の働き方等を前提とする男性中心型労働慣行が残っており、育児・介護等と両立しつつ能力を十分に発揮して働きたい男女が思うように活躍できない背景となっている。また、生活の場面から見ると、これまで男性は、家事・育児・介護等への参画などが必ずしも十分でない状況等により、家事・育児・介護等における女性側の負担が大きくなるなど、家庭以外の場所における女性の活躍が困難になる場合が多かったといえる。さらに、保育施設の不足により、子供を預けることができないために就業できない待機児童問題や、介護による離職といった課題が残されている。

2018年6月、働き方改革関連法が成立した。この法律は、時間外労働の上限について、月45時間、年360時間を原則とする上限規制を導入するとともに、企業に対し、労働者に年5日の年次有給休暇を確実に取得させることを義務付けている。また、勤務間インターバル制度の導入を促進している。これらにより長時間労働対策を進めている。

待機児童問題の解消に向けては、2017年6月に「子育て安心プラン」を公表し、25～44歳の女性の就業率が欧米先進国並みの80%になっても対応できる保育の受け皿32万人分を2020年度末までに整備することになっている。

また、幼児教育・保育に係る保護者負担の軽減に向けては、2019年5月に子ども・子育て支援法が改正され、同年10月1日から、3～5歳の子供及び0～2歳の住民税非課税世帯の子供についての幼稚園、保育所、認定こども園等の利用料を無償化した。

育児休業については、2017年の育児・介護休業法改正により、保育所に入れない等の場合に、子が1歳6か月に達するまで延長できるとされていた育児休業を最長2歳まで延長できるようになるなど、男女共にライフスタイルを柔軟に選択できる雇用環境の整備を推進した。

介護離職については、2016年3月の育児・介護休業法の改正により、介護休業の分割取得や介護休暇の半日単位取得を可能にするるとともに、介護のための所定外労働の制限を新設するなど、仕事と介護の両立を可能とするための雇用環境の整備を推進した。

(2) 配偶者居住権の新設

2018年7月、民法の相続に係る規定が改正され、残された配偶者の生活に配慮する等の観点から、配偶者が相続開始時に居住していた被相続人の所有建物を対象として、配偶者居住権を新設した。さらに、婚姻期間が20年以上である配偶者の一方が他方に対し、その居住の用に供する建物又はその敷地（居住用不動産）を遺贈又は贈与した場合には、原則として、計算上遺産の先渡し（特別受益）を受けたものとして取り扱わなくてよいこととした。これらにより、配偶者の長年にわたる貢献に報いるとともに、老後の生活保障に資するものとなった。

(3) 無償労働の貨幣評価額の推計

内閣府経済社会総合研究所は、2018年12月、市場を介さずに行われる無償労働について、最新のデータを用いて貨幣評価額の推計を行い、公表した³。

8. 過去5年間に於いて、貴国では公共支出の削減や公共セクターの人員削減など、緊縮財政／財政再建策を導入したか？

はい / いいえ

「はい」の場合、女性と男性のそれぞれへの影響に関する評価を実施したか？

³ 無償労働の貨幣評価（内閣府 HP）（日本語）

https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/sonota/satellite/roudou/contents/pdf/190617_kajikatsudoutou.pdf

- はい。施策の実施前に女性／男性への影響を推定した。
- はい。施策の実施後に影響評価をした。
- いいえ。女性／男性への影響評価はしていない。

貧困撲滅、社会保護、社会サービス

重大問題領域：

- A. 女性と貧困
- B. 女性の教育と訓練
- C. 女性と健康
- I. 女性の人権
- L. 女兒

9. 女性及び女兒の貧困削減／撲滅のために、貴国では過去5年間にどのような施策を講じたか？

- 積極的な労働市場政策（職業訓練、技能、雇用助成金など）及びターゲットを絞った施策を通じて、人間らしい仕事への貧困女性のアクセスを促進。
- 土地、住宅、金融、技術、農業普及サービスへのアクセスを拡大。
- 女性の起業や事業開発活動を支援。
- 女性及び女兒のための社会保護プログラム（子供を持つ女性のための現金給付、就労年齢の女性向けの公共事業／雇用保証制度、高齢女性のための年金など）を導入、又は強化。
- 貧困生活をしている女性のための安価な法律サービスを導入／強化。
- その他。

非正規雇用労働者やひとり親等、生活上の困難に陥りやすい女性が増加している中で、セーフティネットの機能として、貧困等生活上の困難に対応するとともに、貧困等を防止するための取組が重要である。また、女性が長期的な展望に立って働けるようにすることも必要である。さらに、貧困等の世代間連鎖を断ち切るためにも、生活困窮世帯の子供への教育支援等、個人の様々な生き方に沿った切れ目のない支援が必要である。高齢単身女性の貧困については、高齢期に達するまでの働き方や家族の持ち方等のライフスタイルの影響が大きく、様々な分野における男女の置かれた状況の違いが凝縮され固定化されて現れることに留意した取組が必要である。

女性が当たり前のように働き続けることができ、また暮らしていける賃金を確保できるよう、男女共同参画の視点から就業・生活面の環境整備を進めている。

ひとり親世帯の実情に応じ、公共職業安定所（ハローワーク）、母子家庭等就業・自立支援センター等を通じた一貫した就業支援や学び直し支援等を行っている。その際、若年で出産するなどにより高等学校教育を受けることが難しいひとり親が、よりよい条件で就職できるよう配慮することとしている。また、企業に対しても、ひとり親の優先的な雇用について協力を要請し、企業の取組を支援するとともに、ハローワーク等において、協力企業に関する情報を提供している。

また、養育費の履行の確保に資するものとして、養育費の支払について確定判決等があるのに養育費を支払わない債務者の財産（不動産、給与債権又は預貯金債権等）に係る情報を債権者が裁判所を通じて第三者（登記所、市町村等又は金融機関等）から取得する手続を新設するなどした民事執行法等一部改正法が2019年5月に成立した。

女兒を始めとして、全ての子供たちが、生まれ育った環境に関わらず自らの可能性を信じて、将来の夢に挑戦できる社会の実現を目指し、子供の貧困対策推進法に基づく新たな「子供の貧困対策に関する大綱」を2019年度内に閣議決定する予定である。また、2015年より国、地方公共団体、民間の企業・団体等のネットワークを構築し、官公民の連携・協働プロジェクトを推進すること、国民の幅広い理解と協力の下に子供の貧困対策を国民運動として展開している。

10. 社会保護への女性及び女兒のアクセスを向上させるために、貴国では過去5年間にどのような施策を講じたか？

- 無職の女性に対する社会保護（失業給付、公共事業プログラム、社会扶助など）を導入、又は強化。
- 条件付きの現金給付を導入、又は強化。
- 無条件の現金給付を導入、又は強化。
- 非拠出型の社会年金を導入、又は強化。
- 拠出型社会保護制度を改革し、女性の加入しやすさ及び給付水準を強化。
- 特定の集団（家事労働者を含む非正規雇用の女性、移民及び難民の女性、人道的支援が必要な状況にある女性など）への上記施策へのアクセスを向上。
- その他。

（1）低年金者・無年金者問題への対応

無年金の高齢者などへの対応として、2017年8月から年金の受給資格期間が25年から10年に短縮した。

年金を受給しながら生活をしている高齢者や障害者などの中で、年金を含めても所得が低い方々を支援するため、年間6万円を基準とし、年金に上乗せして支給する「年金生活者支援給付金制度」を2019年10月より施行した。

（2）ひとり親世帯への支援

現在、児童扶養手当受給者（ひとり親家庭の子供）等を対象として、生活保護受給者等就労自立促進事業による就労支援を実施しており、特に、児童扶養手当の現況届を提出する8月には、「出張ハローワーク！ひとり親全力サポートキャンペーン」と銘打ち、地方自治体に臨時窓口を設置するなど、当該事業への誘導等を強化している。

また、2015年度から、ひとり親について、トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）の一人当たりの支給額を増やし、2016年度から、ひとり親について、試行的な雇用から長期雇用につなげる道を拓くため、トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）と特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）の併用を可能とするなど、活用を促進した。

11. 女性及び女児の健康上の成果を高めるために、貴国では過去5年間にどのような施策を講じたか？

- ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ、又は公衆衛生サービスの拡大を通じて保健サービスへの女性のアクセスを促進。
- 性と生殖に関する保健サービス、精神的健康、周産期医療、HIV医療など、女性及び女児のための専門の保健医療サービスを拡大。
- ジェンダーに特化した啓発／健康増進キャンペーンを実施。
- 保健医療従事者を対象とした、ジェンダーへの配慮に関する研修を提供。
- 学校でのあるいはコミュニティ・プログラムを通じた包括的な性教育を強化。
- 難民の女性及び女児、並びに人道的支援が必要な状況にある女性及び女児に性と生殖に関する保健サービスへのアクセスを提供。
- その他。

女性が健康であることは、女性活躍の基盤であり、男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成に当たっての前提と言える。心身及びその健康について正確な知識・情報を入手することは、主体的に行動し、健康を享受できるようにしていくために必要である。特に、女性は妊娠・出産や女性特有の更年期疾患を経験する可能性があるなど、生涯を通じて男女が異なる健康上の問題に直面することに留意する必要がある、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」（性と生殖に関する健康と権利）の視点が殊に重要である。

（1）妊娠・出産への支援

妊娠・出産期は、女性の健康にとっての大きな節目であり、第4次基本計画に基づき、地域において安心して安全に子供を産み育てることができるよう、妊娠・出産・子育てにわたり切れ目のない支援体制を構築している。

2015年度より、子育て世代包括支援センターを整備するとともに、家庭や地域での孤立感の解消を図るために相談支援を行う「産前・産後サポート事業」や、退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等のきめ細かい支援を行う「産後ケア事業」などを地域の実情に応じて市町村が実施している。妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して切れ目なく総合的相談支援を提供するワンストップ拠点（子育て世代包括支援センター）の整備を図っており、2018年度においては、761市町村において、保健師等の専門職による全ての妊産婦等に対する相談支援や、必要に応じた支援プランの策定、サービスへの連携等の支援を実施している。また、2017年度は、産前・産後サポート事業については314市町村、産後ケア事業については392市町村において実施している。

また、厚生労働省では、2020年に、予期せぬ妊娠などにより、身体的、精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等が、必要な支援を受けられるよう、SNS等を活用した周知や相談支援を行うための予算を要求している。

（2）医療分野における女性の参画拡大

近年は、女性の就業等の増加、晩婚化等婚姻をめぐる変化、平均寿命の伸長等に伴う女性の健康に関わる問題の変化に応じた対策が必要となっている。また、生涯にわたる女性の健康づくりを支援するため、医療従事者等のワーク・ライフ・バランスの確保、就業継続・再就業支援などを進めるとともに、医療機関や関係団体の組織の多様化を図り、政策・方針決定過程への女性の参画拡大を働きかける。

これらの観点から、男女が互いの性差に応じた健康について理解を深めつつ、男女の健康を生涯にわたり包括的に支援するための取組や、男女の性差に応じた健康を支援するための取組を推進している。

また、厚生労働省の「医師の働き方改革に関する検討会」において、医師の勤務環境改善策について具体的に議論を行い、2019年3月に検討会がとりまとめた報告書においても、勤務時間に制約のある医師もチームの一員として重要な役割を担うこと等によって、女性医師等が働きやすい環境の整備の推進を促しているところ。また、就職を希望する女性医師に対して医療機関や再研修先の紹介等を行う女性医師バンク事業の実施、都道府県における女性医師の復職に関する相談窓口の設置や、復職研修等に対する財政支援、医療機関において、院内保育の整備や復職支援から継続した勤務まで、パッケージとして女性医師支援を行うためのモデル事業などを継続して行ってきたところである。

（3）企業による「健康経営」の取組

東京証券取引所と経済産業省が共同で選定を行う「健康経営銘柄」の選定要件に、「女性の健康保持・増進に向けた取組」（セミナーなどの実施有無、婦人科健診・検診を受けやすい環境整備等の取組有無等）を2018年度から追加し、企業による女性特有の健康課題に対する取組を明確化した。2018年度、健康経営銘柄2019として26業種35社が選定された。引き続き、本取組により企業における女性の健康に関する行動を促進するとともに、「健康経営」に対する企業の優良な取組事例を更に発信していく。

12. 女性及び女児の教育面の成果及び技能を高めるために、貴国では過去5年間にどのような施策を講じたか？

- 教育プログラム、技術教育及び訓練、並びに職業教育及び訓練（TVET）プログラム、並びに技能開発プログラムへの女性の就学率、定着率、及び修了率を高めるための施策を実施。
- 教育のあらゆるレベルでジェンダーへの配慮を高め、偏見をなくすべく、教育カリキュラムを強化。
- 教員及びその他の教育従事者を対象としてジェンダー平等と人権に関する研修を提供。
- 女性及び女児のための安全でハラスメントのない包摂的な教育環境を促進。
- 新たな分野や新興分野、とりわけSTEM（科学、技術、工学、数学）並びにデジタル・フルエンシー及びデジタル・リテラシーにおける、技能及び訓練へのアクセスを拡大。
- 安全な水と衛生サービスへのアクセスを確保し、特に学校及びその他の教育／訓練の場での月経衛生管理を促進。

- ●若年妊娠を防止するため、並びに若年女性が妊娠中／出産後も教育を継続できるようにするための施策を強化。
- その他。

(1) 教育における取組

男女共同参画社会を実現していく上で、人々の意識の中に形成された性別に基づく固定的な役割分担意識、性差に関する偏見の解消や人権尊重を基盤とした男女平等観の形成などが大きな課題となっており、国民の理解を促すための教育及び広報・啓発活動は、他の全ての取組の根幹をなす基盤的な施策と言える。

このため、学校教育及び社会教育において、教育に携わる者が男女共同参画の理念を理解するよう、意識啓発等に努めるとともに、男女とも一人一人が自立と思いやりの意識を育み、個人の尊厳と男女平等の理念を推進する教育・学習の一層の充実を図っている。また、男女が共に、各人の生き方、能力、適性を考え、固定的な性別役割分担にとらわれずに、主体的に進路を選択する能力・態度を身に付けるよう、男女共同参画の視点を踏まえたキャリア教育を含む生涯学習・能力開発を推進し、特に、近年の女性の活躍推進に向けた動きも踏まえ、多様化、高度化した学習需要に対応するとともに、女性のエンパワーメントに寄与するため、生涯にわたる学習機会の提供や社会参画の促進のための施策の一層の充実を図っている。

(2) STEM分野における女性の参画拡大

科学技術・学術は、我が国及び人類社会の将来にわたる発展のための基盤であり、「知」の獲得をめぐる国際的な競争が激化している。我が国が国際競争力を維持・強化し、多様な視点や発想を取り入れた科学技術・学術活動を活性化するためには、女性研究者・技術者の能力を最大限に発揮できるような環境を整備し、その活躍を促進していくことが不可欠である。また、科学技術・学術の振興により、多様で独創的な最先端の「知」の資産を創出することは、男女共同参画社会の形成の促進にも資する。

しかしながら、我が国における女性研究者の割合は増加傾向にはあるものの、諸外国に比べいまだ低水準にとどまっており、科学技術・学術活動に従事する女性の活躍を一層加速していく必要がある。

このため、意思決定を行うマネジメント層を始め、研究現場を主導する女性研究者・技術者の登用推進に向けた大学、研究機関、学術団体、企業等のポジティブ・アクションを促進するとともに、女性研究者・技術者が継続して活動の最前線で活躍できるよう、研究等と育児・介護等の両立や研究・技術力の維持・向上に対する支援及び環境整備を行っている。また、研究職・技術職に進む女性を増やすべく、女子中高生、保護者、教員等における科学技術系の進路への興味関心や理解を全国的に向上させるための取組を推進し、次代を担う女性の科学技術人材の育成も促進している。

具体的には、内閣府では、理工系女性人材の育成に向けた取組に賛同した企業、大学、学術団体等からなる「リコチャレ応援団体」及び主体的に取組を行う団体からなる「理工系女子応援ネットワーク」を組織し、「理工系チャレンジ」サイト等を通じて団体が実施するイベント等の情報を発信している。また、2017年度から、文部科学省及び国立研究開発法人科学技術振興機構との共催で、女子中高生等を対象に、理工系進路選択に向けたシンポジウムを開催し、ロールモデルの紹介等を通じて理工系進路選択後のキャリアパス等について理解を促している。

「理工系チャレンジ」サイトでは、女性研究者等の先輩メッセージが200以上掲載されているほか、取組に賛同する大学・企業等(リコチャレ応援団体)のイベント情報を、2018年度において

は 150 件以上掲載するなど、発信する情報が着実に充実してきている。また、理工系分野で活躍する女性を「STEM Girls Ambassadors（理工系女子応援大使）」として委嘱し、2019 年度においては、地方公共団体の協力を得て、全国 10 都市で実施に派遣して講演を行うとともに、地元への定着や就労支援も目的としており、地元企業の女性活躍事例の紹介を行うなど、取組を拡大している。

また、国立研究開発法人科学技術振興機構では、女子中高生の理系分野への興味・関心を高め、適切な理系進路の選択を可能にするため、科学技術分野で活躍する女性研究者・技術者、大学生等と女子中高生の交流機会の提供や、実験教室・シンポジウム・出前授業の実施等、地域や企業等と連携した取組などを実施する大学等に支援を行う「女子中高生の理系進路選択支援プログラム」を実施している。

文部科学省では、研究と出産・育児等のライフイベントとの両立や女性研究者の研究力向上を通じたリーダーの育成を一体的に推進するダイバーシティの実現に向けた大学等の取組を支援するため、「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ」を実施している。また、日本学術振興会は、出産・育児により研究を中断した研究者に対して、研究奨励金を支給し、研究復帰を支援する「特別研究員（RPD）事業」を実施している。

暴力、スティグマ、固定観念からの解放

重大問題領域：

- D. 女性に対する暴力
- I. 女性の人権
- J. 女性とメディア
- L. 女兒

13. 貴国では、過去 5 年間に女性及び女兒に対するどのような形態の暴力、どのような具体的状況に対策の重点を置いてきたか？

- 性暴力や配偶者間レイプを含め、親密なパートナーによる暴力／家庭内暴力。
- 公共の場、教育の場、雇用におけるセクシュアルハラスメント及び暴力。
- テクノロジーによって助長される女性及び女兒への暴力（サイバー暴力、オンラインでのストーカー行為など）。
- 女性殺害。
- 政治における女性に対する暴力。
- 児童婚、早婚、強制結婚。
- 女性器切除。
- その他の有害な慣行。
- 女性及び女兒の人身取引。
- その他。

女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である。その予防と被害からの回復のための取組を推進し、暴力の根絶を図ることは、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題であり、国としての責務である。女性活躍加速のための重点方針 2018

では、セクシュアルハラスメントを含む許しがたい人権侵害である女性に対する暴力など、女性が直面している様々な課題がいまだに解決されずに存続していることについて、「これらは女性活躍“以前の”課題であり、女性活躍の場の拡大を更に推進するためには、こうした残された課題の解消に今まさに取り組むべき」と明確に打ち出している。

具体的には、配偶者等からの暴力、ストーカー行為等の被害は引き続き深刻な社会問題となっており、こうした状況に的確に対応する必要がある。また、近年、SNSなど、インターネット上の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、これを利用した交際相手からの暴力、性犯罪、売買春、人身取引等暴力は一層多様化しており、そうした新たな形の暴力に対して迅速かつ的確に対応していく必要がある。

また、被害者が子供、高齢者、障害者、外国人等である場合は、その背景事情に十分に配慮し、これらの被害者の支援に当たっては暴力の形態や被害者の属性等に応じてきめ細かく対応する視点が不可欠であるとともに、とりわけ、配偶者からの暴力においては、被害者のみならずその子供にも悪影響を与えることを考慮する必要がある。

こうした状況を踏まえ、第4次基本計画により、女性に対する暴力を根絶するため、配偶者等からの暴力、性犯罪、ストーカー行為等の形態に応じた幅広い取組を総合的に推進している。

14. 女性及び女兒に対する暴力に対処するために、貴国では過去5年間にどのような施策に重点を置いてきたか？

- 女性に対する暴力に関する法律、並びにその施行及び実施を導入、又は強化。
- 女性及び女兒に対する暴力の終結に関する国家行動計画を導入、更新、又は拡大。
- 司法への女性のアクセスを拡大する施策（女性殺害事件に関するものを含め、専門家裁判所の設置、裁判官及び警察官の研修、保護命令、救済、被害回復など）を導入、又は強化。
- 暴力被害者のためのサービス（シェルター、ヘルプライン、専用の保健医療サービス、法・司法サービス、カウンセリング、住居など）を導入、又は強化。
- 女性及び女兒に対する暴力を防止するための戦略（教育部門、メディア、コミュニティ動員、男性及び男児との協力など）を導入、又は強化。
- 特定のグループの女性及び女兒に関するものも含め、証拠の作成とデータの収集など、影響の監視と評価。
- 女性及び女兒に対する暴力の終結に関する施策の実施担当者間で女性に対する暴力の原因と結果についての理解を含めるための施策を導入、又は強化。
- その他。

(1) 関連法令の整備

この5年間で、女性に対する暴力に関連した取組が大幅に前進し、関連法令が複数制定・改正された。近年における性犯罪の実情等に鑑み、事案の実態に即した対処をするため、2017年6月、刑法における強姦罪の構成要件及び法定刑を改めて強制性交等罪とするとともに、監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪を新設するなどの処罰規定の整備を行い、さらに、強姦罪等

を親告罪とする規定を削除するなど、所要の法改正を行った。本改正は、市民社会からも一定の評価を受けている。児童の保護の観点からは、2014年6月に児童買春・児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（児童買春・児童ポルノ防止法）が改正され、児童ポルノの単純所持が犯罪化されるとともに、2019年6月に配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）においても、児童虐待防止対策及び配偶者からの暴力の被害者の保護対策の強化を図るため、被害者保護のために相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所を明記するなどの改正を行った。さらに、オンライン上での暴力に関しては、近年、悲惨な事件が相次いだこともあり、性的な画像等をその撮影対象者の同意なく、インターネットの掲示板等に公表する行為を罰する「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（リベンジポルノ防止法）」が2014年11月に成立するとともに、2016年12月にはストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）が改正され、規制対象行為である「つきまとい等」にSNSのメッセージ送信やブログ等個人のページにコメント等を送る行為が追加された。なお、2016年5月に総合法律支援法が改正（2018年1月全面施行）され、日本司法支援センター（法テラス）において、DV・ストーカー・児童虐待の被害者を対象とする法律相談援助が開始されている。

（2）被害者支援

法律面のみならず、被害者支援においても、大幅な前進が見られた。具体的には、2017年8月、警察庁は、性犯罪被害者が相談しやすい環境を整備するため、各都道府県警察の性犯罪被害相談電話窓口につながる全国共通番号（#8103）を導入し、2019年4月に全都道府県における24時間運用を、同年7月には無料化を実現した。この数字は、日本語の音で「ハート」を意味しており、被害者に寄り添う姿勢を表している。さらに、内閣府では、性犯罪被害者に対する専門の相談窓口機能を持ち、必要に応じ医師による心身の治療、警察等への同行支援を始めとする、適切な支援が可能な性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの設置を第4次基本計画で掲げ、行政が関与するセンター設置数を2020年までに各都道府県に最低1か所とする成果目標が設定されているところ、2018年度中に全都道府県へセンターが設置され、前倒しでその目標を達成した。2020年度に、その運営の安定化及び質の向上を図るため、地域における社会資源の有効利活用や関係機関・団体による連携の下、24時間対応や拠点となる病院の整備促進、専門性を高めるなどの人材の育成や確保を含め、各地方公共団体の実情に応じた取組を充実させるための予算を要求している。

15. 女性及び女兒に対する暴力を防止するために、貴国では過去5年間にどのような戦略を使用したか？

- 国民の意識の向上、並びに姿勢と行動の変革。
- 総合的な性教育など、初等・中等教育における取組。
- 草の根レベルや地域社会レベルでの動員。
- メディアにおける女性及び女兒の描写の変更。
- 男性及び男児との協力。
- 犯罪実行者向けのプログラム。
- その他。

(1) 女性に対する暴力をなくす運動

女性に対する暴力の予防と根絶に向けて 2001 年度から毎年実施している「女性に対する暴力をなくす運動」は国民運動として定着化し、女性に対する暴力を容認しない社会環境の整備に向けた意識啓発を継続的に図っている。また、同運動期間中の意識啓発として、建造物等を紫色の照明でライトアップするイベント「パープル・ライトアップ」は、各自治体の協力を得て、2015 年度は全国 50 か所であったところ、2018 年度は全国 162 か所に広がるなど、全国的に浸透が進んだ。

(2) 子供の性被害防止

子供に対する性的な暴力被害の防止については、家族を始めとする身近な者からの被害が特に潜在化・深刻化しやすいことを踏まえ、第 4 次基本計画に基づき、被害を効果的に防止する対策を推進するとともに、被害に遭った子供の一生に拭いがたい影響を与えないよう、子供が必要な相談・支援を受けられる体制整備を図っている。我が国では、児童ポルノ事犯に係る被害児童数が近年増加しており、SNS 等の利用に起因して性的な被害に遭う児童も多く認められるほか、いわゆる JK ビジネス等の児童の性に着目した新たな形態の営業が出現しているなど、子供の性被害をめぐる情勢は深刻な状況にある。こうした状況を踏まえ、2017 年 4 月、「子供の性被害防止プラン」（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）が策定された。これは、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会までを視野に、現行法を前提として、児童の性的搾取等の撲滅に向けて政府が取り組むべき施策を取りまとめたものであり、これに基づき、国民各層の協力を得つつ、児童買春、児童ポルノの製造等の子供の性被害を許さない国民意識の向上、児童の心理的負担等に配慮した事情聴取（協同面接、代表者聴取）等の関係機関の連携強化、児童が自らを撮影した画像に伴う被害（だまされたり、脅かされたりして児童が自分の裸体を撮影させられた上、メール等で送られる形態の被害をいう。いわゆる「自撮り被害」。）を防止するための児童や保護者に対する教育・啓発等の多角的かつ包括的な対策を総合的に推進している。

そのほか、アダルトビデオ出演強要問題を始めとする若年層の女性に対する性的な暴力に係る問題は、被害者の心身に深い傷を残しかねない重大な人権被害であることから、2017 年 3 月に関係府省対策会議を設置し、同年 5 月に、「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JK ビジネス』問題等に関する今後の対策」を取りまとめた。また、前記「今後の対策」において、毎年 4 月を「AV 出演強要・『JK ビジネス』等被害防止月間」と位置付け、必要な取組を集中的に実施している。

(3) 性犯罪者に対する処遇

被害者支援に加え、加害者に対しても、刑事施設においては、性犯罪再犯防止指導について、実施施設の拡充や、指導担当者に対する研修の充実等に取り組み、実施体制の強化を図っており、性犯罪再犯防止指導の受講開始人員は、2014 年度の 492 名から 2018 年度は 797 名と年々増加している。また、保護観察所においては、毎年 900 名を超える保護観察対象者に対して、性犯罪者処遇プログラムを実施している。

16. テクノロジーによって助長される女性及び女兒に対する暴力（オンラインでのセクシュアルハラスメント、オンラインでのストーカー行為、親密な画像の同意なしでの共有など）を防止し、そうした暴力に対応するために、貴国では過去5年間にどのような施策を講じたか？

- 法令による規定を導入、又は強化。
- 一般の人々並びに教育の場における若い女性と男性を対象とした意識向上活動を実施。
- 適正な事業慣行の設定と遵守のために、技術の提供者と協力。
- その他

オンラインであっても、オフラインであっても、女性に対する暴力は、重大な人権侵害であり、決して許される行為ではない。インターネットは、我が国での成長戦略の担い手であると同時に、間違った使い方をすると人の人生を崩壊させてしまうものでもある。近年のSNSなどの新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、それらを含むインターネットを利用した暴力の形態は一層多様化しており、そのような新たな形の暴力に対して、迅速かつ的確に対応していく必要がある。

(1) 政府における対応

政府における対応としては、プロバイダ等において「被害者救済」と発信者の「表現の自由」という重要な権利・利益のバランスに配慮しつつ、削除等が行えるようにするために、2002年にプロバイダ責任制限法を整備し、適切な対応を促している。さらに、2014年にはリベンジポルノについて、プロバイダ責任制限法の特例を含むリベンジポルノ防止法を整備し、被害の発生・拡大の防止を図っている。

総務省においては、違法・有害情報など削除すべき情報が適切に削除されるよう、民間の事業者団体による各種ガイドラインの策定支援や、事業者と利用者間で適用される契約約款のモデル条項の作成支援を行い、事業者の自主的な取組を促している。警察では、違法情報等に関する一般のユーザー等からの通報の受理、プロバイダ等への削除依頼、警察への通報等を行うインターネット・ホットラインセンターを運用している。また、警察においては、インターネット上に掲載された情報について犯罪に該当すると認めた場合には、被疑者の検挙やプロバイダ等に対する削除依頼等を行っている。また、法務省では、インターネットによる人権侵害について相談を受け付け、相談者への助言や当該情報が違法と認められるときには、プロバイダ等への削除要請を実施している。

そのほか、14. でも述べたとおり、ストーカー規制法が改正され、オンライン上の女性に対する暴力対策が強化されている。

(2) 民間における対応

民間における対応としては、インターネット上の違法・有害情報に対する相談窓口として、違法・有害情報相談センターが設置され、対応に関するアドバイスや関連する情報の提供等を実施している。

インターネットの問題については、政府そして民間事業者との協働、インターネット利用に関する広報啓発の推進など、総合的な取組により、様々な方面から解決策を模索し、今後も、しっかりと必要な施策を着実に講じられるよう取り組んでいく。

17. メディアにおける女性及び女兒の描き方、差別、又はジェンダー・バイアスに対処するために、貴国では過去5年間にどのような施策を講じたか？

- メディアにおける差別やジェンダー・バイアスと闘うための法改正を成立、強化、及び施行。
- 広告に関するものも含め、メディアに対する拘束力ある規制を導入。
- メディア業界における自主的な行動規範の策定を支援。
- メディアにおいて女性及び女兒に対する固定観念に基づかないバランスの取れた多様性のあるイメージの創出と使用を促すため、メディアで働く人々への研修を提供。
- メディアにおける女性の参加とリーダーシップを促進。
- メディアのコンテンツやメディアにおけるジェンダーに基づいた差別／偏見に関する苦情を受け付け、検討する消費者保護サービスを設置、又は強化。
- その他。

女性や子供を専ら性的ないしは暴力行為の対象として捉えた性・暴力表現は、男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものであり、女性や子供に対する人権侵害となるものもある。こうした観点から啓発を行うとともに、提供側のメディアにおける自主規制等の対策を働きかけるなどの取組を行っている。

具体的には、2018年10月、男女共同参画推進連携会議企画委員会主催の「議会における女性活躍及びメディアにおける男女共同参画について聞く会」を開催し、男女共同参画を推進する団体、放送関係者、教育関係者、国会議員など66名の参加を得て、活発な情報共有及び意見交換が行われた。

さらに、我が国が主催している「国際女性会議（WAW!）」において、2017年11月に開催されたWAW! 2017では、ハイレベル・ラウンド・テーブルの一つとして「メディアにおける女性」をテーマとし、国内外のメディア関係者等が参加して、メディアにおける男女の描かれ方、性別に基づくステレオタイプ化の改善にメディアが果たす役割などについて活発な議論が行われた。2019年3月にW20と同時開催された第5回WAW!では、分科会において「多様性を育てるメディアとコンテンツ」をテーマに、UN Women 事務局長、各国大臣、メディア関係者等が参加して、固定観念の形成を防ぎ、多様性を育てるためのメディアやコンテンツのあり方、メディア分野の意思決定過程への女性の参画、インターネット上の性的及びジェンダーに基づく暴力、搾取、ハラスメントにどのように対応すべきかについて積極的に話し合われた。

18. 貴国では、複合的な形態の差別に直面している特定のグループの女性に対する暴力に対処するために特別に策定した施策を過去5年間に講じているか？

はい / いいえ

セクション1の3. のとおり、複合的な形態の差別に直面している女性に対しては様々な策を講じており、それらに加え、女性に対する暴力の被害者の支援に携わる職務関係者のみならず、子供、高齢者、障害者、外国人等の支援に携わる職務関係者に対しても、女性に対する暴力の根絶に向けた理解を深めるための周知・啓発を行っている。

また、女性に対する暴力のなかでも、配偶者に対する暴力については、配偶者暴力防止法が対象としている被害者は、男女を問わず、また、外国人（在留資格の有無を問わない）、障害のある人、高齢者等、様々な背景を有する者も当然に含まれていることに十分留意しつつ、その立場に配慮することを徹底している。具体的には、出入国在留管理庁において、配偶者からの暴力の被害者である外国人に対して、被害者本人の意思及び立場を十分考慮しながら、個々の事情を勘案し、人道上の観点から適切に対応している。

参加、説明責任、ジェンダーに配慮した制度

重大問題領域：

- G. 権力及び意思決定における女性
- H. 女性の地位向上のための仕組み
- I. 女性の人権
- J. 女性とメディア
- L. 女兒

19. 公職や意思決定への女性の参加を促進するために、貴国では過去5年間にどのような施策や措置を講じたか？

- 選挙制度改革、並びにクオータ制、議席割当制、ベンチマーク、目標数といった暫定的な特別措置の採択など、政治、とりわけ意思決定レベルへの女性の参加を促進する制度や法令を変革。
- 能力構築、技能開発、及びその他の施策を実施。
- 敏感化やメンター制のプログラムを通じてなど、マイノリティ及び若い女性の参加を奨励。
- メンターシップ、並びにリーダーシップ、意思決定、人前での話し方、自己主張、政治運動などの訓練の機会を提供。
- 政治における女性に対する暴力を防止し、調査し、訴え、罰するための施策を実施。
- 指名、又は選挙により選ばれる地位も含め、女性の政治参加に関するデータを収集し、分析。
- その他。

政治分野における女性の参画拡大は重要である。民主主義社会では、男女が政治的意思決定過程に積極的に参画し共に責任を担うとともに、多様な意思が政治や社会の政策・方針決定に公平・公正に反映され、均等に利益を享受することができなければならない。新たな制度の構築や制度の抜本的な見直しが行われる中で、女性の関心事項を含め、男女共同参画の推進に向けた政策・方針を政治的な優先課題に反映させることも重要である。

日本国憲法は、立法府、行政府、司法府の3つの独立した機関が相互に抑制し合いバランスを保つことにより権力の濫用を防ぎ国民の権利と自由を保障する三権分立の原則を定めている。したがって、日本では、行政府が直接的に国会や政党の動きを定めることには制約がある。

そうした中で、政府は、政党等における実効性のあるポジティブ・アクションの導入を促すべく、政党等に対し、男女共同参画を担当する特命担当大臣が、積極的に働きかけを行っている。

2018年5月、議員立法により「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が制定され、複数の政党が、女性候補者の擁立について数値目標の設定を行うなど取組が進んだ。その結果、同法成立後に行われた参議院選挙においては、候補者に占める女性の割合が28.1%となり、2016年の24.7%から約3%ポイント以上上昇するなど、着実に前進しており、参議院の女性議員比率は国際的な水準に近づいている。

このほか、女性の政治参加に関する調査研究や分析として、以下の取組を行っている。

- ・ I P U（列国議会同盟）が作成する諸外国の政治への女性の参画状況をまとめたレポートを毎年和訳・公表。
- ・ 女性地方議員に対するハラスメントを含め、政治への女性の参画を阻む要因についての調査研究（2017年度）。
- ・ 諸外国における政治への女性の参画拡大に向けた取組状況に関する調査研究（2018年度・2019年度）。
- ・ 地方議会における女性の参画状況についてマップ形式でまとめた「女性の政治参画マップ」を作成するとともに、同マップの内容や上記法律の内容、女性ゼロ議会の状況や政治への女性の参画を阻む要因をまとめたリーフレットを作成し、全地方議会に配布。
- ・ 地方公共団体における家庭生活と議員活動の両立のための環境整備の状況等の調査・公表。

20. 情報通信技術（ICT）を通じたものも含め、メディアにおける表現や意思決定参加への女性のアクセスを拡大するために、貴国では過去5年間にどのような施策を講じたか？

- 経営及びリーダーシップの分野も含め、メディア及びICTについての正式な技術職業教育及び訓練（T V E T）の提供を強化。
- 女性及び女兒にとってのICTのアクセス、手頃さ、及び利用を高める施策（無料W i F iハブ、地域社会内の技術センターなど）を実施。
- メディア及びICTの分野内での女性の同一賃金、定着、及びキャリアアップを前進させるための規制を導入。
- 内部方針及び採用慣行の自主的な改善のために、メディア及びICTの分野における雇用主と連携。
- 女性のメディア・ネットワーク及び組織に対する支援を提供。
- その他。

男女共同参画・女性活躍について効果的に国民の理解を促進していくためには、国民一人一人の生涯の中で、職場、家庭、地域、学校、メディア等あらゆる場と媒体を通じた広報・啓発活動が総合的に実施されること、幼児から高齢者に至る幅広い層の発達段階を踏まえ、親しみやすく分かりやすいものとする必要がある。

政府は、教育機関、メディア、地方公共団体等との連携を深めつつ、男女共同参画の理解の促進に向けた広報・啓発活動を展開するとともに、その推進体制を強化する観点から、メディアの分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図っている。

例えば、2018年10月に、男女共同参画推進連携会議は、「議会における女性活躍及びメディアにおける男女共同参画について聞く会」を開催した。男女共同参画を推進する団体、放送関係者、教育関係者、外国大使、国会議員など66名参加し、活発な情報共有・意見交換が行われた。また、毎年「男女共同参画週間」を設定し、多様なメディアを通じて情報を発信している。

21. 貴国は、ジェンダー平等及び女性のエンパワーメントの促進への投資が国家予算に占める割合（ジェンダーに配慮した予算編成）を追跡しているか？

はい / いいえ

政府は、男女共同参画・女性活躍の関連予算の国家予算に占める割合は追跡していないが、関係予算の概要や実績については、毎年、男女共同参画社会基本法に基づく国会報告の参考資料としている。

22. ドナー国として、貴国は、ジェンダー平等及び女性のエンパワーメントの促進への投資が政府開発援助（ODA）に占める割合（ジェンダーに配慮した予算編成）を追跡しているか？

はい / いいえ

該当せず

「はい」の場合、その方法、追跡範囲、過去の傾向、現在の投資に占める割合に関する詳細をご記入のこと。

日本は、OECD開発援助委員会（DAC）が定める「ジェンダー政策マーカー」の定義に従い、ジェンダー平等案件における援助実績⁴を追跡、報告している。

⁴ 過去5年間の実績は以下URL参照。

2018年版開発協力参考資料集 https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/press/shiryo/page22_001203.html

23. 貴国にはジェンダー平等のための有効な国家戦略、又は行動計画があるか？

はい / いいえ

「はい」の場合、計画の名称、並びにその対象期間、優先事項、財源、SDGsゴール5のターゲットも含めた持続可能な開発のための2030アジェンダとの整合を列挙のこと。

セクション1の1. で述べた通り、日本は、男女共同参画社会基本法に基づき、男女共同参画基本計画を定めている。

現在の計画は、第4次男女共同参画基本計画であり、2016年度～2020年度の5年間を計画期間としている。

SDGs実施指針では、第4次基本計画に基づく施策と成果目標の一部を、SDGsゴール5の取組とターゲットとして定めている。

「はい」の場合、国家行動計画の費用が見積もられ、その達成のために十分な財源が現在の予算で割り当てられているか？

男女共同参画基本計画に基づき、毎年、必要な予算が確保されている。

24. 貴国は、女性に対する差別撤廃委員会の提言（締約国である場合）、又はジェンダー不平等／女性に対する差別を取り上げた普遍的・定期的レビューもしくはその他の国連人権メカニズムの提言を実施するための行動計画及びスケジュールを定めているか？

はい / いいえ

「はい」の場合、実施のための行動計画、又はスケジュールの主要点を記入のこと。

第4次基本計画は、女子差別撤廃条約を始めとする男女共同参画に関連の深い各種条約、北京宣言及び行動綱領など女性の地位向上のための国際規範・基準、女子差別撤廃委員会や国連女性の地位委員会等の国際会議における議論や、SDGsなどの国際的な潮流も踏まえ、幅広く国民の理解を深めるための情報提供や取組を積極的に行い、国内の施策に展開することを定めている。

25. 貴国には、国内の人権機関（NHR I）があるか？

はい / いいえ

平和で包摂的な社会

重大問題領域：

- E. 女性と武力紛争
- I. 女性の人権
- L. 女兒

26. 平和を構築し、持続させ、持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、女性・平和・安全保障のアジェンダを実施するために、貴国では過去5年間にどのような施策を講じたか？

- 女性・平和・安全保障に関する国家行動計画を採択、又は実施。
- 女性・平和・安全保障のコミットメントを国家及び省庁間の主要な政策、計画、及び監視の枠組みに組み入れた。
- ソーシャルメディアなどの通信戦略を使用し、女性・平和・安全保障のアジェンダに対する認識を拡大。
- 女性・平和・安全保障のアジェンダの実施のための予算割当を拡大。
- 過剰な軍事支出の削減、又は武器の入手可能性の抑制のための措置を実施。
- 軍事支出からの資金を、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントを含む社会経済開発に再割当。
- 包摂的でジェンダーに配慮した紛争分析、早期警戒、及び予防のメカニズムを支援。
- その他。

日本は、第二次世界大戦後約74年間、「平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたい」との思いを強く胸に刻み、紛争予防、国連平和維持活動（国連PKO）への協力を含む平和構築、女性のエンパワーメント等の分野での様々な支援を実施してきている。日本は、これらの過去の教訓、経験、実績を踏まえ、21世紀こそ、女性に対する人権侵害、紛争下の性的暴力のない世紀とすべく、紛争の平和的解決と世界平和、各国との友好関係の構築、そして女性の人権に関する取組を続けていく考えである。

(1) 女性・平和・安全保障に関する1325行動計画の実施

このため、安保理決議第1325号（女性と平和・安全保障の問題を明確に関連づけた初の安保理決議）の履行に関する行動計画を策定し、2015年9月に米国・ニューヨークで開催された国連総会一般討論演説において、安倍総理から発表した。その後、2016年から3年間の実施を経て、2019年3月政府関係省庁、NGO・有識者との意見交換、パブリックコメントを経て、行動計画を改訂し、第二次行動計画を策定した。

この行動計画に基づき、国際協力機構（JICA）による二国間協力や国連や国際機関を通じたWPSアジェンダ実施を着実に促進している。現地においては、女性の参画及び現地のNGOや市民社会の参画を後押ししており、特に、UN Women、UNFPA、UNICEF、UNHCR等の国際機関を通じ、紛争影響国において保護や医療支援だけでなく女性の経済的エンパワーメ

ントやリーダーシップ育成支援を含め、平和構築及び復興プロセスへの女性の参画を促進している。また、暴力的過激主義対策として女性のコミュニティにおけるエンパワーメント、役割強化に資する事業も行っている。国連PKOにおいても、将来のミッション派遣に向けて各国の女性将校の訓練コースへの財政支援を実施するなど、女性の参画を促進している。また、我が国の国連PKOミッション派遣要員に対し、紛争下の性的暴力、性的搾取・虐待（SEA）に関する講義を盛り込んだ派遣前研修を実施し、女性・平和・安全保障に対する理解の徹底に取り組んでいる。

また、我が国が主要ドナーとして貢献している国連平和構築基金も女性関連プロジェクト拠出目標を30%と定め、達成している。

なお、本計画策定後、実施状況をフォローアップするために実施状況のモニタリング報告書を政府が作成し、それを踏まえ外部有識者の評価による年次報告書を毎年作成してきた。今後とも有識者による評価やNGO・市民社会からの意見も踏まえ、適切な財源確保に努め、本行動計画の実施及び国際社会と協調したWPSアジェンダ実施を促進したい。

（2）紛争下の性的暴力

紛争下の性的暴力は、看過できない問題である。日本は、不処罰の終焉こそ犯罪を防止するとの観点から、加害者の責任追及及び処罰を確保し、また被害者を支援することを含めて、この5年間で一層積極的に取り組み、実績をあげてきた。

具体的には、関係国際機関との連携の強化を通じて、犯罪者の訴追増加による犯罪予防や被害者保護等に着実に取り組んでいるほか、国連ミッションに派遣されている全ての要員を対象とする、紛争下の性的暴力に対応する訓練教材の開発への財政支援や、女性保護アドバイザー向けに訓練コースを実施している。また、紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表事務所と連携を深めており、2016年以降、コンゴ民主共和国や中央アフリカといった中東・アフリカ地域における案件へ拠出する形で支援を行っている。実際、我が国は2019年までに約1,100万ドルを同事務所に拠出しており、これは通算で世界第2位の額となっている。具体的には司法制度の強化、裁判官、検事などの司法関係者や警察など法執行関係者の能力強化、紛争下の性的暴力被害者の司法アクセスの強化等が含まれる。例えば、コンゴ民主共和国では、2014～17年にかけて支援を行い、性暴力司法特別ユニットを形成し、66名にトレーニングを実施した。そのほか、啓発活動、移動法廷といった支援により、2017年に1,726件の性的暴力が登録され、643件の判決及び460件の量刑が与えられた。

27. 紛争の防止、解決、平和構築、人道的措置、及び危機対応において、又は武力紛争その他の状況における意思決定レベルで、又は脆弱な、若しくは危機的な状況において、女性のリーダーシップ、代表、及び参加を拡大させるために、貴国では過去5年間にどのような施策を講じたか？

- 和平プロセス及び和平合意の実施における女性の有意義な参加を促進し、支援。
- 人道的活動や危機対応活動への、あらゆるレベルでの、特に意思決定レベルでの女性の平等な参加を促進。
- 武力紛争、又はその他の紛争の防止や解決へジェンダーの視点を組み入れた。

- 人道的措置及び危機対応にジェンダーの視点を組み入れた。
- 市民社会及び女性の人権擁護活動家を保護。
- その他。

日本は、外交・安全保障政策に関わる意思決定への女性の参画を促進するとともに、国連PKOや二国間協力等のミッションに女性要員を積極的に派遣するなど、男女共同参画の視点を組み入れた人道的措置・平和構築を行っている。

(1) 外交・安全保障政策に関わる意思決定への男女共同参画視点の導入

外交・安全保障政策に関わる意思決定への男女共同参画視点の導入については、統幕学校（国際平和協力センターを含む。）、陸上自衛隊（施設学校、国際活動教育隊、教育訓練研究本部）及び防衛医科大学校が実施する教育課程において、男女共同参画社会、性的搾取・虐待（SEA）、性別に基づく暴力等について教育を実施した（防衛省、2018年実績：583名）。

(2) 国際平和協力活動への女性隊員の積極的な派遣

国際平和協力活動への女性隊員の積極的な派遣については、これまで、防衛省として、国際平和協力活動に約530名の女性隊員を派遣しており、今後も女性隊員の積極的な派遣を検討している（国連PKO：192、国際緊急援助活動：110、イラク人道復興支援特措法に基づく活動：146、テロ特措・補給支援特措法に基づく活動：84）（防衛省、2019年9月時点のデータに基づく）。

28. 国際人道法の違反、並びに武力紛争及びその他の紛争、又は人道的措置及び危機対応の状況における女性及び女兒の人権侵害に対する司法上及び司法外の説明責任を強化するために、貴国では過去5年間にどのような施策を講じたか？

- 女性及び女兒の人権侵害の是正及び防止のための法改正及び政策改革を実施。
- 紛争中及び危機対応中に、司法制度及び場合により移行期司法制度を含む制度機能を強化。
- 人権、並びに性暴力やジェンダーに基づく暴力及び性的搾取や性的虐待の防止に関する治安部門の機関の能力を強化。
- 紛争の影響下にある女性、又は難民、若しくは避難民である女性の暴力防止・保護サービスへのアクセスを拡大。
- 武器の不正取引への対策を実施。
- 違法薬物の生産、使用、及び取引への対策を実施。
- 女性及び女兒の人身取引への対策を実施。
- その他。

(1) 人身取引対策

日本は、人身取引は重大な人権侵害であり、人道的観点から迅速・的確な対応が必要であると認識している。

こうした認識の下、政府は、2014年に「人身取引対策行動計画2014」を策定し、関係閣僚からなる「人身取引対策推進会議」を随時開催するなどして、関係行政機関が緊密な連携を図りつつ、以下の取組を政府全体で推進している（第4次基本計画においても「人身取引対策行動計画2014」の積極的な推進を明記）。また、日本は2017年に国際組織犯罪防止条約人身取引議定書の締約国となった。

政府は、2015年から毎年、人身取引による被害の状況や、関係行政機関による人身取引対策の取組状況をまとめた年次報告「人身取引対策に関する取組について」を決定・公表している。さらに、「人身取引取締りマニュアル」の活用を通じた認識の共有を行うなど、関係機関間の緊密な連携の下、人身取引事案の取締りの徹底を図るとともに、毎年NGOとの間において、具体的な人身取引事案に関する事例検討、意見交換を行っている。

さらに、被害者保護の取組として、NGO、一般人等から人身取引被害者の可能性がある外国人に関する情報提供を受けた場合の関係行政機関間の連携及び実態把握のほか、本国への帰国を希望する外国人被害者の帰国を円滑に行うための、IOMへの拠出を通じて、被害者出身国の在京大使館、婦人相談所等との情報交換及び連携帰国後の外国人被害者に対する帰国・社会復帰支援事業の取組も進めている。また、人身取引対策ポスター及びリーフレットを作成し、被害を受けていることを自覚していない、又は被害を訴えることができずにいる潜在的な被害者に対し、被害の申告先や相談窓口の周知を図るとともに、人身取引被害が日本においても発生している身近な犯罪であることの周知に努め、人身取引根絶に向けた国民の意識の啓発と協力を促している。加えて、人身取引に関する刑事司法機関等の職員の能力向上を図っている。

また、日本はJICA及び国際機関と連携して主にアジア地域における人身取引対策の強化及び人身取引対策の関係者のネットワーク強化に資する事業を推進してきている。

（2）紛争下の性的暴力

紛争下の性的暴力に対する対応については、26（2）で述べたとおり。

（3）人道・開発支援や国連PKO、平和構築活動に従事する支援者・派遣要員による性的搾取・虐待（SEA）に対する取組

2017年9月、日本は、国連及び各加盟国による、国連PKOにおけるSEAの予防、被害者支援、調査等に取り組む決意を示す政治的文書「ボランティア・コンパクト」に署名するとともに、安倍総理が、グテーレス国連事務総長のイニシアティブに基づくSEA撲滅に向けた取組の強化やSEAに対する迅速で断固とした対応に賛同する「首脳のサークル」に名を連ねた。

29. 女兒に対する差別及び女兒の権利の侵害を排除するために、貴国では過去5年間にどのような施策を講じたか？

- 否定的な社会規範及び慣行への対策を実施し、女兒のニーズや可能性に対する認識を向上。

- 質の高い教育、技能開発、及び訓練への少女のアクセスを強化。
- 栄養不良、若年出産（貧血症など）、及びH I V/エイズやその他の性感染症による健康上の成果への不利益に対する取組を実施。
- 児童婚、早婚、及び強制結婚の削減及び根絶のための政策及びプログラムを実施。
- 身体的な暴力及び性暴力並びに有害な慣行を含め、女兒に対する暴力を根絶する政策及びプログラムを実施。
- 児童労働及び女兒が行う過度な無報酬の育児・介護や家事労働を根絶する政策及びプログラムを実施。
- 社会・経済・政治生活に対する少女の認識及び参加を促進。
- その他。

男女共同参画社会を実現していく上で、人々の意識の中に形成された性別に基づく固定的な役割分担意識、性差に関する偏見の解消や人権尊重を基盤とした男女平等観の形成が大きな課題となっており、教育や広報啓発は、基盤的な施策と言える。

学校教育や社会教育において、教育に携わる者が男女共同参画の理念を理解するよう、意識啓発に努めるとともに、男女とも一人一人が自立と思いやりの意識をはぐくみ、個人の尊厳と男女平等の理念を推進する教育・学習の充実を図っている。

女性に対する暴力については、15. でも述べたとおり。女性に対する暴力をなくす運動を推進するとともに、子供の性被害防止プランの実行や、いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等の若年層を対象とした性的な暴力への対応を行っている。

また、14. でも述べたように、2017年に刑法を改正し、18歳未満の者に対し、その者を現に監護する者であることによる影響力があることに乗じてわいせつな行為又は性交等をした場合について、監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪を新設した。

環境の保全、保護、修復

重大問題領域：

- I. 女性の人権
- K. 女性と環境
- L. 女兒

30. ジェンダーの視点や懸念を環境政策に組み込むために、貴国では過去5年間にどのような施策を講じたか？

- 環境及び天然資源の管理とガバナンスへの女性の参加及びリーダーシップを支援。
- ジェンダー特有の環境上及び健康上の危険（消費者製品、技術、産業汚染など）の証拠を強固にし、認識を強化。
- 土地、水、エネルギー、及びその他の天然資源に対する女性のアクセスと管理を拡大。

- ●科学、工学、技術、並びに自然環境に関係するその他の分野における女性及び女児の教育を促進。
- 時間や労力を節減する持続可能なインフラへのアクセス（清潔な水やエネルギーへのアクセスなど）及び気候変動対応型の農業技術への女性のアクセスを強化。
- 先住民や地方のコミュニティにおける伝統的医学、生物多様性、及び保全の技術に関係した女性の知識や慣習を保護し保全する施策を実施。
- グリーン経済における人間らしい仕事からの利益を女性も平等に享受できるよう確保するための措置を実施。
- 環境政策及び持続可能なインフラのプロジェクトが女性及び女児に及ぼす影響を監視し、評価。
- ●その他。

（１）環境分野における女性の参画拡大

日本は、持続可能な社会の実現に向けて、環境保全に関する女性の高い関心、豊かな知識や実践的な経験をより広くいかす観点から、環境分野における女性の専門的人材の育成や環境分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図っている。また、気候変動等の地球環境問題の解決や持続可能な開発に係る国際的枠組を踏まえ、環境問題への取組に男女共同参画の視点が反映されるよう働きかけている。

具体的には、環境政策に関する各種会議の構成員への女性の参画拡大を図っている。また、男女共同参画の視点を踏まえ、行政、大学、企業、NGO・NPO等多様な主体による環境保全活動の推進やネットワークの構築を支援するため、広く国民、企業、NPO・NGO、市民活動団体に対して環境教育や環境保全活動の情報提供や意見交換の場を提供するとともに、各主体間への協働取組の支援、ホームページを通じた情報発信を行い、環境問題の解決のための環境パートナーシップを推進した。

（２）STEM分野における女性の参画拡大

こうした取組を支える観点からも、理工系分野の女性研究者・技術者を確保することが重要である。小・中・高等学校において、科学技術に興味を持つ女子児童・生徒を増やす必要がある。また、進路選択の際には、保護者や教員等身近な人から影響を受ける場合が多いことから、本人だけではなく、理工系分野への進路選択に関する保護者や教員等の理解促進に努める必要がある。

これらを踏まえ、内閣府では、理工系女性人材の育成に向けた取組に賛同した企業、大学、学術団体からなる「リコチャレ応援団体」及び主体的に取組を行う団体からなる「理工系女子応援ネットワーク」を組織し、「理工チャレンジ」サイトを通じて団体が実施するイベントの情報を発信している。また、2017年度から、文部科学省及び国立研究開発法人科学技術振興機構との共催で、女子中高生を対象に、理工系進路選択に向けたシンポジウムを開催し、ロールモデルの紹介等を通じて理工系進路選択後のキャリアパスについて理解を促している。女子学生・女子生徒の理工系分野への関心・理解を高めるため、本人及び保護者・教師をも対象にした女性研究者等のロールモデルをはじめとした各種情報の提供を行っている。

31. ジェンダーの視点を災害リスク削減、気候変動に対する強靱性（レジリエンス）、及び影響緩和のための政策やプログラムに組み込むために、貴国では過去5年間にどのような施策を講じたか？

- ●災害リスク削減、気候変動に対する強靱性（レジリエンス）、及び影響緩和の政策、プログラム、及びプロジェクトへの女性（災害による影響を受けた女性を含む）の参加及びリーダーシップを支援。
- ●女性及び女兒は環境悪化や災害の影響に対する脆弱性が過度に高いことに関する証拠を強化し、認識を向上。
- 災害の状況下における手当の支給、災害保険、補償などのサービスへの女性のアクセスを促進。
- ●災害リスク削減、気候変動に対する強靱性（レジリエンス）、及び影響緩和に関係するジェンダーに配慮した法律及び政策（災害時の女性の脆弱性を取り上げた災害法など）を導入、又は強化し、実施。

我が国の国土は、地震、津波、暴風、竜巻、豪雨、地滑り、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、火山噴火、豪雪など極めて多種の自然災害が発生しやすい自然条件下に位置する。災害は、地震、津波、風水害等の自然現象（自然要因）とそれを受け止める側の社会の在り方（社会要因）により、その被害の大きさが決まってくると考えられている。性別、年齢や障害の有無などの様々な社会的立場によって影響は異なることから、社会要因による災害時の困難を最小限にする取組が重要である。

2011年3月に発生した東日本大震災においては、様々な意思決定過程への女性の参画が十分に確保されず、男女のニーズの違い等が配慮されないなどの課題が生じた。災害時には、平常時における社会課題が一層顕著になって表れるため、平常時からの男女共同参画の視点からの取組が、防災・復興を円滑に進める基盤となる。また、女性と男性では災害から受ける影響の違いが生じすることに配慮し、男女共同参画の視点から、事前の備え、避難所運営、被災者支援を実施することが重要である。このような背景から、政府は、2013年に、災害対応の各段階において地方公共団体が取り組む際の基本的事項を示した「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」を策定した。

また、第4次男女共同参画基本計画では、防災・復興体制に係る項目を1つの分野として独立させ、政府は、予防、応急、復旧・復興の全ての局面において、女性が重要な役割を果たしていることを認識し、防災・復興に係る意思決定の場に女性が参画し、リーダーとして活躍することを推進していくこととして、政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画、防災施策への男女共同参画の視点の導入等を促す取組を進めている。地方公共団体に対しては、平常時から地方防災会議における女性委員の割合を高めることや地域防災計画の作成、修正に際し、男女共同参画の視点を反映する等の取組を働きかけてきた。

これらを踏まえ、取組指針の考え方を基本とした地方公共団体向けの研修プログラムの開発や、地方公共団体が内部向け、又は市民向けに研修・セミナーを実施する際に専門家の活用を支援する事業等を実施し、地方公共団体の具体的な取組を促している。

その結果、例えば、2018年4月時点で、女性委員が登用されていない市町村防災会議は385（2017年4月時点から35減）であり、都道府県防災会議の委員に占める女性委員の割合は

15.7%（同 0.8 ポイント増）、市町村防災会議の委員に占める女性の割合は 8.4%（同 0.3 ポイント増）となっている。

なお、災害対策基本法に基づき中央防災会議において作成・修正される防災基本計画（最新は 2019 年 5 月修正）にも、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場並びに指定避難場所の運営における女性の参画拡大、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立、指定避難場所の運営における男女のニーズの違い等男女双方の視点への十分な配慮、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進することが盛り込まれ、地方公共団体の取組を促している。

このほか、乳児用液体ミルクが災害時の備えや衛生的な授乳の支援、外出時・夜間・保育者の体調不良時等における授乳を簡便に行うという観点から有用であることから、関連省庁及び業界に対し、国内における製造・販売に関連した基準等の設定手続きを促進した。この結果、2019 年 3 月に乳児用液体ミルクの発売が開始され、普及が進んでいる。

こうした取組は、市民社会からも一定の評価を受けており、引き続き、「仙台防災枠組 2015-2030」などの国際的な動向も踏まえながら、男女共同参画の視点に立った防災・復興の取組を充実させていく。

セクション3：国家の制度とプロセス

32. ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関する貴国の現在の国家機関はどこか？ その名称を示し、政府内での位置づけをご説明のこと。

日本における男女共同参画・女性活躍のナショナルマシーナリーは、内閣総理大臣を長とする内閣府、そして、内閣府に置かれる重要政策会議である男女共同参画会議である。

(1) 内閣府

内閣府設置法は、内閣府が以下の事務をつかさどることを定めている。

- ① 男女共同参画社会の形成の促進を図るための基本的な政策に関する事項について、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務
- ② 男女共同参画基本計画の作成及び推進に関する事務、男女共同参画社会の形成の促進に関する事務のうち他省の所掌に属しないものの企画及び立案並びに実施に関する事務

また、内閣府設置法は、

- ・ 内閣総理大臣が内閣の重要政策に関して行政各部の施策の統一を図るために特に必要がある場合においては内閣総理大臣を助ける特命担当大臣を置くことができること、
- ・ 特命担当大臣は必要があると認めるときは関係行政機関の長に対し勧告することや内閣総理大臣に対し意見を具申することができること

を規定している。

この規定に基づき、男女共同参画を担当する特命担当大臣が置かれている。

(2) 男女共同参画会議

内閣府設置法は、内閣の重要政策に関して行政各部の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に資するため、重要政策会議として、内閣府に、男女共同参画社会基本法に基づく男女共同参画会議を置くことを定めている。なお、重要政策会議は、男女共同参画会議のほか、経済財政運営や科学技術イノベーションに関する会議など、計5つしか存在しない。

男女共同参画会議は、内閣官房長官を長とし、関係閣僚12名、学識経験者12名の総計25名で構成されている。なお、基本法は、学識経験者の数について、男女いずれの性別も4割を下回ってはならないと定めている。

男女共同参画会議の権能は、基本法において、以下のとおり定められている。

- ・ 男女共同参画基本計画に関し、内閣総理大臣に意見を述べる
- ・ 内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議する
- ・ 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項に関し、上記諮問がなくとも自ら調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べる

- ・ 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、また、政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べる
- ・ 所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視、又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明、必要な協力を求めることができる

33. 当該国家機関の長はSDGs実施の制度的プロセス（省庁間調整に当たる部署、委員会など）の構成員となっているか？

はい / いいえ

セクション1の1.でも述べたとおり、SDGsに係る施策の実施について、関係行政機関相互の緊密な連携を図り、総合的かつ効果的に推進するため、2016年5月、内閣にSDGs推進本部が設置された。

この本部は、男女共同参画・女性活躍をつかさどる内閣府の長でもある内閣総理大臣が本部長であり、また、男女共同参画会議の長でもある内閣官房長官や男女共同参画を担当する特命担当大臣を始めとする全ての国務大臣から構成される。

34. 様々なステークホルダーが北京宣言・行動綱領及び持続可能な開発のための2030アジェンダの実施と監視に参加するための正式なメカニズムが設けられているか？

はい / いいえ

- a) 北京宣言・行動綱領及び持続可能な開発のための2030アジェンダの実施に寄与するために設けられた国内調整メカニズムに正式に参加しているステークホルダーは、以下のうちのどれか？

北京宣言及び行動綱領

- 市民社会組織
- 女性の権利擁護団体
- 学術機関及びシンクタンク
- 信仰に基づいた団体
- 議会／議会委員会
- 民間セクター
- 国連システム
- その他（具体的に明記のこと）
全国知事会や全国市長会などの地方団体
日本経済団体連合会や日本商工会議所などの経済団体

持続可能な開発のための2030アジェンダ

- 市民社会組織
- 女性の権利擁護団体
- 学術機関及びシンクタンク
- 信仰に基づいた団体
- 議会／議会委員会
- 民間セクター
- 国連システム
- その他（具体的に明記のこと）
日本経済団体連合会や日本労働組合総連合会

日本労働組合総連合会などの労働界
大学協会や高等学校長協会などの教育界

b) 貴国には、社会的に疎外されたグループの女性及び女兒がこうしたプロセスに参加し、そうした女性及び女兒の懸念が反映されるように確保するためのメカニズムが設けられているか？

はい / いいえ

日本は、男女共同参画・女性活躍の実現に向け、市民社会を始めとした様々なステークホルダーとの協働を重視している。

経済界や労働界、教育界、メディア、女性団体その他のNPOやNGO、学識者など、計100名以上からなる男女共同参画推進連携会議が、男女共同参画・女性活躍について、広く各界各層との情報や意見の交換を行うとともに、連携ネットワークを形成している。

男女共同参画推進連携会議企画委員会は、広く市民社会と対話するための意見交換会である「聞く会」を随時開催しており、広く一般国民の声に耳を傾けている。

c) ステークホルダーが今回の国内レポートの作成にどのように寄与しているかをご説明のこと。

この報告書の策定に当たっては、内閣府が外務省を始めとする関連府省庁と連携しながら政府を挙げて取り組むとともに、男女共同参画推進連携会議企画委員会において熱心な議論が行われたところである。

男女共同参画推進連携会議は、報告書に盛り込むべき事項及び報告書案について、広く市民社会と対話するための意見交換会である「聞く会」を2回開催した。ここでは、市民社会組織、女性の権利擁護団体、学術機関及びシンクタンク、民間セクター、国連システムを含む幅広いステークホルダーがパネリストとして登壇し、一般からの参加者と共に、様々な意見交換を行った。

また、内閣府男女共同参画局のメールマガジンにおいて、この報告書に盛り込むべき事項として、過去5年間の政府の取組の評価、課題のある分野、今後5年間に取り組むべきことなどについて、広く市民社会から意見を募集した。

これらの市民社会との対話の詳細については、別添参考資料3において示す。

35. ジェンダー平等とすべての女性及び女兒のエンパワーメントは、SDGs実施のための国家計画／戦略において主要な優先課題として含まれているか？

- はい
- いいえ
- SDGs実施のための国家計画／戦略が存在しない

2016年12月にSDGs推進本部（本部長：内閣総理大臣）が決定したSDGs実施指針は、以下の事項を明らかにしており、これは市民社会からも一定の評価を受けている。

- ・ 国際社会における普遍的価値としての人権の尊重と、ジェンダー平等の実現及びジェンダーの視点の主流化は、分野横断的な価値としてSDGsの全てのゴールの実現に不可欠なものであり、あらゆる取組において常にそれらの視点を確保し施策に反映することが必要
- ・ ジェンダー平等の実現及びジェンダーの視点の主流化のためには、ジェンダー統計の充実が極めて重要であり、SDGsの実施において可能な限り男女別データを把握するよう努めること

そして、実施指針は、SDGsを達成するための具体的施策として、第4次基本計画の実施を軸とした施策を推進することを掲げている。このほか、途上国のSDGsゴール5の達成を支援していくための開発計画の実施や女性・平和・安全保障に関する行動計画の実施も掲げている。

セクション4：データと統計

36. 国レベルでのジェンダー統計に関して、過去5年間に貴国で最も前進した上位3つの領域はどれか？

- ジェンダー統計の整備を定めた法律、規制、又は統計プログラム／戦略を公布。
- ジェンダー統計に関する省庁間調整メカニズム（技術作業部会、省庁間委員会など）を設置。
- 政策の策定及びプログラムやプロジェクトの実施におけるジェンダーに配慮したデータの使用を拡大。
- より細分類された、又は新たなジェンダー統計を作成するために、既存のデータ（人口調査、調査など）を再処理。
- 特化されたテーマ（時間使用、ジェンダーに基づいた暴力、資産所有、貧困、障害など）に関する国内の基本的情報を作成するために新たな調査を実施。
- ジェンダーデータの不足に対処するために行政ベースの、又は代替的なデータソースを改善。
- ジェンダー統計に関する知識製品（使いやすいレポート、政策概要、研究論文など）を作成。
- ジェンダー統計に関する一元化されたWebベースのデータベース、又はダッシュボードを構築。
- ジェンダー統計の利用を強化するための能力開発（トレーニング、統計評価セミナーなど）に従事。
- その他。

日本は、男女共同参画・女性活躍の推進のためには男女の置かれている状況を客観的に把握するための統計（ジェンダー統計）を充実させることが重要であると認識している。

2018年3月に閣議決定された「公的統計の整備に関する基本的な計画」（第III期公的統計基本計画）では、国連統計部の「ジェンダー統計作成マニュアル」において、各種統計の作成過程でジェンダーに関する視点を取り込むことの重要性を指摘していること、国内においても「第4次男女共同参画基本計画」、「SDGs実施指針」においてジェンダー統計の充実の観点から性別データの把握等に努めることが求められていることについて言及した。また、施策上のニーズを踏まえ、第4次男女共同参画基本計画に基づき、可能な限り性別ごとのデータを把握し、年齢別・都道府県別にも把握・分析に資する統計の作成・提供を推進することとした。各府省は、業務統計を含む各種調査の実施に当たり、可能な限り男女別データを把握し、年齢別・都道府県別にも把握・分析できるように努めている。例えば、内閣府は、2017年度に、「男女間における暴力に関する調査」の調査項目をジェンダーの視点に立って見直した。

各府省は、男女共同参画に関する重要な統計情報を、国民に分かりやすい形で公開するとともに、統計法に基づく二次的利用を推進している。関係府省は、各種の計画における数値目標について、その達成状況を可能な限り男女別に示すよう努めている。

地方公共団体におけるジェンダー統計の充実については、関係府省は、各種の統計情報について、可能な限り男女別データを把握し、男女の置かれている状況を客観的に把握するとともに、国において把握したデータを地方公共団体に提供している。

また、総務省は、国家公務員及び地方公務員に対し、ジェンダー統計に関する講義を毎年実施している。

37. 国内ジェンダー統計を強化する上で、今後5年間の貴国における上位3つの優先事項は、下記のうちどれか？

- ジェンダー統計の構築を促進する法律、規制、又は統計プログラム／戦略を立案。
- ジェンダー統計に関する省庁間調整メカニズム（技術作業部会、省庁間委員会など）を設置。
- 政策の策定及びプログラムやプロジェクトの実施におけるジェンダーに配慮したデータの使用を拡大。
- より細分類された、又は新たなジェンダー統計を作成するために、既存のデータ（人口調査、調査など）を再処理。
- 特化されたテーマ（時間使用、ジェンダーに基づいた暴力、資産所有、貧困、障害など）に関する国内の基本的情報を作成するために新たな調査を実施。
- ジェンダーデータの不足に対処するために行政ベースの、又は代替的なデータソースの使用を拡大、又は改善。
- ジェンダー統計に関する知識製品（使いやすいレポート、政策概要、研究論文など）を作成。
- ジェンダー統計に関する一元化されたWebベースのデータベース、又はダッシュボードを構築。
- 利用者と作成者間の対話メカニズムを制度化。
- ジェンダー統計に関する統計評価やジェンダー統計の使用を拡大するための使用者の統計関係の能力開発（研修、統計評価セミナーなど）。
- その他。

政府は、引き続き、第 III 期公的統計基本計画に基づき、国際連合統計部の「ジェンダー統計作成マニュアル」を参考に、施策上のニーズを踏まえ、可能な限り性別ごとのデータを把握し、年齢別・都道府県別にも把握・分析に資する統計の作成・提供を推進していく。

内閣府は、地方公共団体におけるジェンダー統計の作成・活用を通じた地域の現状と課題の把握の促進を図るための実践的調査研究を行う予定である。

38. SDGsの進展を監視するための国内用の一連の指標を定めているか？

- はい
- いいえ

39. SDGsゴール5の指標及びその他のSDGsの下でのジェンダー固有の指標に関するデータの収集及び編集が開始されているか？

- はい
- いいえ

2019年8月、我が国は、2017年7月の国連総会において承認された全244（重複を除くと232）のSDGグローバル指標のうち、125指標（重複と除くと117指標）のデータを取りまとめ、公表⁵した。

そのうち、SDGsゴール5に関する指標については、14個のグローバル指標について8個の我が国の指標を、第4次基本計画の成果目標⁶と整合性があるように設定しており、特に優先する指標は定めていない。政府は、これらの成果目標に係るデータを今後も定期的に収集し、公表する予定である。

40. 貴国における主要調査で通常提供されている細分化は、以下のうちのどれか？

- 地理的位置。
- 所得。
- 性別。
- 年齢。
- 学歴。
- 配偶者関係。
- 人種／民族。
- 居住資格。
- 障害。
- 各国事情に関連するその他の特性。

⁵ Japan SDGs Action Platform サイト、SDGグローバル指標（日本語及び英語）
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/statistics/index.html>

⁶ 第4次計画に関する直近の動向（英語）
http://www.gender.go.jp/about/danjo/seika/shihyo/pdf/numerical_targets_2019.pdf